

平成23年2月

城南衛生管理組合議会議定例会

会 議 録

# 平成23年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成23年2月17日

午後2時 開議

## 1. 出席議員

赤川行男	議員
田辺勇氣	議員
菱田明儀	議員
山本邦夫	議員
上林昌三	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
村田忠文	議員
大西吉文	議員
園崎弘道	議員
寺地永	議員
若山憲子	議員
北村政雄	議員
樋口房次	議員
河上悦章	議員
川原一行	議員
関谷智子	議員
高橋尚男	議員
田中美貴子	議員
西川博司	議員
藤田稔	議員
向野憲一	議員

## 2. 説明のため出席した者

久保田 勇	管理者
橋本 昭 男	副管理者
明田 功	副管理者
坂本 信 夫	副管理者
奥田 光 治	副管理者
汐見 明 男	副管理者
吉村 弘	専任副管理者
稲石 義 一	事業部長
浅田 清 晴	施設部長
革島 昇 治	会計管理者
清水 孝 一	総務課長

杉崎雅俊	財政課長
長村優	広報情報課長
伊庭利夫	業務課長
川島修啓	施設課長
森内富雄	クリーンピア沢所長
福井均	クリーン21長谷山所長
福西博	折居清掃工場長
西村憲司	エコ・ポート長谷山所長
大田博之	奥山リユースセンター所長
西山正和	グリーンヒル三郷山所長

### 3. 職務のため議場に出席した職員

宇野敏彦	議会事務局長
橋本哲也	財政課係長

### 4. 議事日程

日程第 1	諸報告
日程第 2	議席の変更について
日程第 3	会議録署名議員の指名について
日程第 4	会期の決定について
日程第 5	常任委員会委員の補充選任について
日程第 6	議会運営委員会委員の補充選任について
日程第 7	議案第1号 監査委員の選任同意を求めるについて
日程第 8	議案第3号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計補正予算 (第3号)
日程第 9	議案第2号 城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例 を制定するについて
	議案第4号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 10	休会について

### 5. 会議に付議した事件

日程第1～日程第10

午後2時 開会

○高橋尚男議長 皆さん、ご苦勞様でございます。

会議前にご報告を致します。園崎弘道議員より遅れる旨の連絡がございます。ご報告を申し上げます。ただ今の出席議員数は、21人であります。既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立をいたしました。

これより平成23年2月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行います。

平成22年12月7日付けで、宇治市議会選出の青野仁志議員が、宇治市議会議員を辞職。同じく、12月3日に八幡市議会選出の橋本宗之議員より、城南衛生管理組合議会議員の辞職願の届出があり、議長において、辞職願を受理し、9日付けで、辞職を許可しております。

また、12月7日の宇治市議会定例会本会議において、河上悦章議員が城南衛生管理組合議会議員に、12月22日の八幡市議会定例会本会議において、赤川行男議員が、城南衛生管理組合議会議員にそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げますとともに、ご紹介を申し上げます。赤川議員から順次自己紹介をお願いいたします。

○**赤川行男議員** 皆さんこんにちは。八幡市議会の赤川です。平成13年まで当議会、城南衛管議員として来ておりました。この度、ピンチヒッターでありますけれども、僅かな期間、皆様方と共に衛管議員としてやっていきますので、どうぞよろしく願います。

○**高橋尚男議長** 河上悦章議員

○**河上悦章議員** 皆さんこんにちは。宇治市議会から参りました河上でございます。今回初めてこの城南衛管の方の議員ということで来させて頂きました。何も分かりません。しっかりと期間短いですが、研鑽もしたいと思います。どうぞよろしく願います。

○**高橋尚男議長** 次に、城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果3件につきましては、それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

また、事務局より本会議中において、広報情報課職員による、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

#### 日程第2 議席の変更について

○**高橋尚男議長** 次に、日程第2、議席の変更について議題といたします。

新たに選出されました宇治市議会選出議員及び八幡市議会選出議員の議席の指定に伴いまして、会議規則第3条第3項の規定により、赤川行男議員を議席番号1番に指定し、田辺勇氣議員を議席番号2番に変更。また河上悦章議員を15番に指定致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**高橋尚男議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今申し上げましたとおり、議席を変更することに決しました。

#### 日程第3 会議録署名議員の指名

○高橋尚男議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、岡田久雄議員、田中 美貴子議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○高橋尚男議長 次に、日程第4、会期の決定について議題といたします。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの40日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期、定例会の会期は、40日間と決定いたしました。

日程第5 常任委員会の補充選任について

○高橋尚男議長 次に、日程第5、常任委員会の補充選任についてを議題といたします。

総務常任委員会委員並びに廃棄物処理常任委員会委員に欠員が生じておりますので、補充選任を行います。

○高橋尚男議長 おはかりします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条の規定により、議長において河上悦章議員を総務常任委員会委員に、赤川行男議員を廃棄物処理常任委員会委員にそれぞれ指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、河上悦章議員を総務常任委員会委員に赤川行男議員を廃棄物処理常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第6 議会運営委員会委員の補充選任について

○高橋尚男議長 次に、日程第6、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員に欠員が生じておりますので、補充選任を行います。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条の規定により、議長において河上悦章議員を議会運営委員会委員に指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、河上悦章議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員の方は、休憩中に委員会を開いていただき、副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時12分 再会

○高橋尚男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会において欠員になっております副委員長を互選の結果、河上悦章議員が副委員長に当選されましたのでご報告いたします。

日程第7 議案第1号、監査委員の選任同意を求めるについて

○高橋尚男議長 次に、日程第7、議案第1号、監査委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。赤川行男議員、ご退席をお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） 本日ここに平成23年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

議案をご提案致します前に本日ご報告が一点ございまして、当組合はクリーン21長谷山の灰溶融炉につきまして、地球温暖化防止や運転経費の削減、又、溶融スラグ利用の先行き等の観点から、稼動停止を環境省に申請を致しておりましたけれども、この度、環境大臣からの承認書を2月2日に受領いたしましたことを、先ずもってご報告を申し上げます。後ほど、ご提案を申し上げます平成23年度当初予算につきましても、これを反映いたし、大きな財政効果が現れているところでございます。

それでは、ただ今議題となりました、議案第1号、監査委員の選任同意を求めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、議会選出の橋本監査委員が平成22年12月9日付けで退任をされたことに伴いまして、現在欠員となっております議会選出の監査委員といたしまして、赤川行男議員を選任いたしたく、本組規約第11条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

○高橋尚男議長 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第1号を採決致します。本案は、これに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第1号議案はこれに同意することに決定いたしました。

(赤川行男議員入場)

日程第8 議案第3号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計補  
正予算(第3号)

○高橋尚男議長 次に、日程第8、議案第3号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第3号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第3号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計補正予算第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ125万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ48億166万9千円と致すものでございます。補正予算の概要につきましては、お手元の議案第3号資料によりまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

先ず1ページをお開き頂きたいと存じますけれども、歳入の主な補正内訳でございしますが、使用料及び手数料では、衛生手数料でコミュニティプラントの下水道への切替に伴う槽の廃止処理等による浄化槽汚泥の搬入量の増加や事業系ごみ量の増加などによりまして、1千82万円を増加致しております。次に府支出金では、先般の補正予算第1号で御可決、実施をさせて頂きました折居清掃工場等の消防設備改修整備事業等につきまして京都府未来づくり交付金の対象事業として採択をされることになりましたことから、交付金346万円を追加致しております。次に財産収入では、平成20年度下半期で大幅に下落を致しましたペットボトル・鉄・アルミやクリーン21長谷山の磁選物・メタル等の売却価格が、一定の回復を見ましたことにより、3千659万6千円を増加致しております。次に繰越金では、平成21年度決算剰余金として7千211万5千円を増額計上致しております一方、うち4千万円は、2ページの歳出内訳の最下段、積立金で計上のおり、財政調整基金へ積立を行い、将来の財政需要に備えることと致しております。次に諸収入では、クリーン21長谷山のごみ発電に関して灰溶融施設の3月31日稼働停止に向けた準備作業の期間等、稼動しない期間分の発電電力が売電に回りますことなどに

よりまして、発電収入で1千816万3千円を追加致した他、折居清掃工場のごみピット火災等の火災保険金として全国自治協会から786万9千円を受け入れるなど、合計2千680万3千円を増額致しております。次に組合債では、対象となります事業費の契約減によりまして、1千480万円を減額致しております。

次に2ページをお開き頂きたいと存じます。歳出でございますが、主な補正内訳と致しましては、人件費で、人事異動等の影響によりまして総額823万5千円を減額致しております他、物件費では、先ほど申し上げましたとおり、クリーン21長谷山における平成23年度からの灰溶融炉の停止に向けた準備等に伴い、その分、売電収入が増加する一方で、歳出面では焼却灰の運搬委託料の追加や灰溶融運転用燃料の減など増減差引77万1千円を減額致しております。次に補助費では、資料6ページのとおり、クリーン21長谷山建設に係る国庫補助金のうち、太陽光発電装置に係る設備費が補助対象事業費に当たらないとの会計検査院の指摘を受け、見解の相違によりまして、納得がいかない思いがございますが、通知された返還金予定額104万7千円を計上するなど、合計97万5千円を増額致しております。次に普通建設事業費では、折居清掃工場改修整備工事費の契約減など、合計3千108万9千円を減額致しております。次に積立金では、歳入で御説明いたしましたとおり、前年度決算剰余金のうち、4千万円と基金運用収入37万2千円、合計4千37万2千円を増額致しております。

以上の結果を受けまして市町分担金でございますが、1ページ歳入内訳最上段のとおり、1億3千367万円を減額をし、市町分担金負担割合の定めに基づきまして、構成市町にお返しをすることと致しております。なお、平成22年度の市町別分担金補正総額は3ページに一覧表にまとめておりますので御参照を賜りたいと存じます。

以上が、補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を議案第3号として補正予算書を編成を致しております。よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○高橋尚男議員 これより質疑に入ります。山本議員

○山本邦夫議員 内容的には1点だけなのですが、先ほど説明にもありましたけれど、クリーン21長谷山の関連する補助金で、資料の6ページに書いてますけど、会計検査院の現地検査の結果、補助対象外になるということの判断で、そういう説明が資料にされているのですが、これは長谷山入った左側の玄関の所ですかね、素人でよく分からない、良いことをやっているのに何でやねんと、僕も納得がいかないし、思いは一緒なのかなと思ってはいますが、そもそも、この適用対象の補助の目的ですね、それからこの環境監視データ表示装置と、それと付随して一体の電源として太陽光発電ということですが、そもそも、この装置の性格ですね、補助金、その次の最後のページに副管理者の名前で経過説明等もあって、随分、へんな理屈立てであらうとも思いませんしね、何でこれがはねられるのか僕も分からないとこなのですが、その辺りは組合としての見解と、それから会計検査院の見解で



すね、その辺がどう食い違っているのか、教えて頂きたいと思います。僕も衛管議員長いですが、こんな余りない、今まで、なかったのとちやうかなと思います。が、そもそもそういう補助金を申請している段階で、全体パッケージでなっているのだと思うのですが、例えば箇所付けというのか、ここの部分が補助対象ですよという手順が、国が補助をつける時に、めくら判を押して後から会計検査院が入っている訳じゃなくって、きちんとそここのところの手順は踏んでやっっている、ということだと思うのですが、その時点でそれが箇所付けという表現がいいのかどうか分かりませんが、その補助金を申請から決定に至るまでの過程の中で政府の見解と、その時は合致していたんだと思うのですが、その辺りはどういう事情なのか、後ひっくり返して云えば、なんでこれが対象外なのかという最初の部分と重なるのでそれも教えて下さい。それから補助率全体はどういうふうになっているのか、国庫補助、建設事業費全体で云えば、これ単純に割り返せば32%ぐらいですが、最終この補助金返還額の部分で云えば241万8千円に対して、104万7千円ということで43%ぐらいで、ちょっと率が高い部分なのか、いろいろな部分があるから、半分ぐらいのと、何%ぐらいの補助だとか、ちょっとその補助金の率のことについても教えて下さい。以上です。

○高橋尚男議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） ただ今のご質問につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。どういう理由で設置したのかということでございますけれども、組合と致しましては、やはり温室効果ガスの削減による環境負荷の軽減を図ることが大前提でございまして、その写真にもありますように中ほどの環境監視データ表示装置これ、先ほど先生おっしゃってましたように、クリーン21の玄関に入りまして左手にございます表示板でございます。今どれだけ発電しているのかとか、排ガスの関係でCOがどれだけ出ているのかとか、そういった項目を表示している装置でございます。これに必要とする電源でございますけれども、クリーン21長谷山の玄関の前にこういった下の写真のような太陽光発電装置を取り付けてその電源として利用しているものでございます。そういったことで、衛管と致しましては当然のことながら、その2つの装置は一体のものでということで、上に62億余りの建設総事業費がありますこの内、計装設備一式として4億2,422万8千円ということで、これ計装設備一式の事業費なのですが、その中に表示装置の232万3,500円それからこれに必要とする太陽光発電装置の241万8千円ということで、この二つをセットで補助対象として申請した訳でございます。私どもは一体ということで温室効果ガスの削減とか、そういうことを図るために設置したものでございまして、当然対象となるということで、申請を致しました。しかし、クリーン21長谷山への平成19年5月にも一度会検があった訳でございますが、それに続きまして昨年11月9日にもございまして、その中で太陽光発電は、このごみ処理をするに当たっては必要ないというような見解を示されまして、太陽光発電に係る補助金を返還しなさいというような答えが出たものでございます。京都府も

私どもの主張を支援して頂きましたが、結局、会計検査院とそれから環境省との協議によりまして、返還が決まったと、誠に残念な結果になったということでございます。次に二つ目の補助率でございますけれども、宇治市、それから八幡市、久御山町の2市1町は公害防止地域でございます、その為、補助率は2分の1ということになっておりまして、その他の地域、城陽市、宇治田原町、井手町におきましては4分の1ということになっております。その比率は7対3ということになっていまして、全体の補助率と致しましては平均で事業費の約43%ということになっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋尚男議長 山本議員

○山本邦夫議員 見解が違うということで、ここで言うてもしやあないなということで、これは、全国的には同じようなことは、会計検査院はターゲットにしているものが、たまたま全国のいろんな一部事務組合の中で、ごみ処理施設をしている所の中で、もう唯一城南衛管だけがこんなことやっていて、それは常識的にはちょっと違うのじゃないかという話なのか、それとも恐らくこれってたいがいメーカー側から言えばパッケージでどうですかという話も一定のセールスという表現がいいかどうか知らんけど、そういうのもあると思うのですね、他の事例とかで、若し掴んでおられるのだったら、ちょっとそんなのが他にも例があるのかどうかぐらいで結構ですので教えて頂きたいのと、一定、会計検査院というのは、そのところを集中的に今回この手の物で洗い出しをしてみようかと、稼動して一定、年月が経っている時点で何故なのかという時期の問題も在りますけど、それは言うても分からない部分もあるかもしれませんので、ちょっと他の事例がどうかだけ教えて下さい。それと後、管理者も納得いかないし、僕もよう分からんけどということで、たいがい補助金とか公金の使い方についてチェックを入れるのが会計検査院ですけど、この会計検査院が間違った時には誰が検査するのですか、僕は可笑しいのとちゃうかなと思うのですよ。だって太陽光発電で電力消費して無駄使いしている訳でもないし、政策方向としては住宅の太陽光パネルとかいうそういうものやっている、その流れの中で如何に化石燃料とかから依存した電力を自然エネルギーの中から取り出すのかということで言えば、政策方向が合致している訳で、これにストップを掛ける意味は僕は全く分からないのですけどね、その点では納得いかないけれども、云われたら会計検査院の前には、後は黙ってなしやあないのか、何らかの例えば普通住民とかでも不服申し立てであるとか、そんなのがあるでしょうけども、そういう仕組みが、ある救済の仕組みがあるのかどうかとか、一定今回こういうことがあるにしても、もう少し政府に対して見直しをすべきじゃないかという問題を投げ掛けるような仕組みなり、なんなりがあるのか無いのか、ちょっと分からないなら結構ですけど、僕もちょっと納得がいかないので、どうしたらいいのかなと、ちょっとその辺りどう考えておられるのか、教えて下さい。

○高橋尚男議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 他の事例はどうかということですが、掌握しておりません。なかなか掴めない情報でございますので、よろしくお願いします。それから問題提起ということについては、また、いろんな補助金をお願いしたりとかいうような内容で全国都市清掃会議とか、そういったところもありますので、いろいろ整理しまして、また要望等していきたいなと考えています。

○高橋尚男議長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者（登壇） 施設部長の答弁、ちょっと私の方から1・2補足いたします。あの施設はCO<sub>2</sub>の削減ということでございますけれども、住民への地球環境に対する一つのPRということで、私どもは新工場の象徴的な施設として設置をしたものでございまして、誠に残念な結果でございまして、私どもも納得がいかないということで、大分、これ11月に来ていますけれども向こうの方から、しかも第1回の平成19年の時に1回来ているのですね、その時は何も云わなかったのです。今回だけ、えらい隅っこの方を突きましてね、返せ返せという話になりまして、誠に残念でございまして、そんな結果になりました。これからもまた補助金の拡大ということで要求をして参りたいというふうに思っております。今回はご理解頂きたいなと思っております。以上でございます。

○高橋尚男議長 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第3号を採決致します。第3号議案を可決するに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する  
する条例を制定するについて

議案第4号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算

○高橋尚男議長 次に、日程第9、議案第2号、城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を制定するについて。及び、議案第4号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算の、2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第2号及び議案第4号の提案理由のご説明を申し上げます。

先ず、議案第2号、城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を制定するについての提案理由を御説明申し上げます。当組合における臨時職員の賃金等につきましては、これまで、城南衛生管理組合臨時職員取扱規則を定め、賃金の支給を定めてきたところでありますが、昨年9月、一時金である期末手当を至急する場合は、その根拠を条例として定めなければならないとの最高裁判例が出されたことを受けまして、今回これまでの規則を整備をし、条例に格上げして提案をいたすものであり、内容につきましては議案第2号資料のとおりでございます。

次に議案第4号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年度の予算編成にあたりましては、組合運営の基本方針でございます、一つには安心安全な工場運営、2番目に住民感覚に沿った行財政改革、3番目に更なる循環型社会の構築の三つの方針のもと、議案第4号資料1ページに記載を致しておりますとおり、折居清掃工場及び奥山リユースセンター更新のための基本計画の策定等に取り組む体制をスタートさせますことなど次の10年間を見据えて敷設をしたルールとも言うべき、中期総合事業計画に沿って、4つの取組施策を中心に事業を進めることと致しております、これに必要な歳入歳出予算を計上致したところでございまして、平成23年度の歳入歳出予算総額は、議案資料1ページに記載のとおり、43億780万4千円で、前年度当初予算からマイナス10.4%、4億9千784万1千円と大幅に減少を致しております。又、事業費を賄います市町分担金は、35億4千468万8千円とこれまでの40億円台を大きく下回りまして、前年度比較、マイナス12.3%、4億9千754万5千円と大きく減少を致しております。これは、これまでの団塊の世代の多量退職に伴います退職手当やクリーン21長谷山建設後の公債費の増大など財政問題を克服をしながら、一つには、議案資料2ページのとおり、給与の適正化と職員定数の削減、及び民間委託による工場運営等行財政改革による人件費の削減で、前年度比マイナス10.0%、1億2千579万3千円を縮減致しましたことをはじめ、二つには、同じく2ページのとおり、借入金の返済にあたります公債費も、前年度比マイナス25.9%、2億9千447万4千円と大きく減少致しましたことに加えまして、三つ目には、議案資料23ページの附表6番、ごみ焼却工場の運転管理経費比較のとおり、平成23年度からの灰溶融施設の運転停止によります、クリーン21長谷山の工場運転経費の2億5千933万2千円の減少の効果も大きいものと存じます。こうした要素によりまして、平成23年度当初予算は、議案資料16ページの附表の1、事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、平成2年度以降で最も小さな予算規模とな

ったところでございます。

以上の内容につきまして、平成23年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成を致したところでございます。以上、議案第2号及び第4号につきまして、よろしく御審議を頂きまして、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

○高橋尚男議長 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。

ただいま議題となっております、議案第2号及び議案第4号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第4号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、休会中も継続して審査することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により議長において、田辺勇氣議員、山本邦夫議員、原田周一議員、村田忠文議員、園崎弘道議員、若山憲子議員、樋口房次議員、河上悦章議員、川原一行議員、田中 美貴子議員、藤田 稔議員、以上の11人を指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 ただいま選任されました、予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長の互選を行ない、その結果を議長まで報告をお願いいたします。暫時休憩といたします。

午後2時43分 休憩

午後2時51分 再会

○高橋尚男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれまして予算特別委員会において正・副委員長を互選の結果、委員長には、園崎弘道議員が、副委員長には、樋口房次議員が、それぞれ当選されまし

たので、ご報告を申し上げておきます。

日程第10 休会について

○高橋尚男議長 次に、日程第10、休会についてを議題といたします。

おはかりいたします。議事の都合により2月18日から3月27日までの38日間を休会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月18日から3月27日までの38日間を休会することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 以上をもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

○高橋尚男議長 次回は、3月28日、午後3時から会議を開きます。

尚、一般質問の通告締切は2月28日、午後5時15分までとなっておりますので、ご承知おき願います。

以上でございます。大変ごくろうさまでございました。

午後2時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高橋 尚男

副議長 大西 吉文

議 員 岡田 久雄

議 員 田中 美貴子

第 2 号

平成23年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録（第2号）

平成23年3月28日

午後3時開議

1. 出席議員

赤川行男	議員
田辺勇氣	議員
菱田明儀	議員
山本邦夫	議員
上林昌三	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
村田忠文	議員
大西吉文	議員
園崎弘道	議員
寺地永	議員
若山憲子	議員
北村政雄	議員
樋口房次	議員
河上悦章	議員
川原一行	議員
関谷智子	議員
高橋尚男	議員
田中美貴子	議員
西川博司	議員
藤田稔	議員
向野憲一	議員

2. 説明のため出席した者

久保田 勇	管理者
橋本 昭男	副管理者
明田 功	副管理者
坂本 信夫	副管理者
奥田 光治	副管理者
汐見 明男	副管理者
吉村 弘	専任副管理者
稲石 義一	事業部長
浅田 清晴	施設部長
革島 昇治	会計管理者
清水 孝一	総務課長



杉崎雅俊	財政課長
長村優	広報情報課長
伊庭利夫	業務課長
川島修啓	施設課長
森内富雄	クリーンピア沢所長
福井均	クリーン21長谷山所長
福西博	折居清掃工場長
西村憲司	エコ・ポート長谷山所長
大田博之	奥山リユースセンター所長
西山正和	グリーンヒル三郷山所長

3. 職務のため議場に出席した職員

宇野敏彦	議会事務局
橋本哲也	財政課係長

4. 議事日程

日程第 1 諸報告について

日程第 2 議案第 2 号 城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を制定するについて

議案第 4 号 平成 23 年度城南衛生管理組合一般会計予算

日程第 3 閉会中継続調査の申し出について

5. 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 3

午後 3 時 開議

○高橋尚男議長 始めに、去る 3 月 11 日に発生いたしました、国内観測史上と云いますか、最大となる東北地方・太平洋沖地震が、今日で 18 日目となるのですが、町が壊滅し、多くの尊い命が奪われ、避難されてた方や、それからまた、行くえ不明の方々など、未曾有の大災害となった訳でございますが、その被災をされました皆様方に、心からお見舞いを申し上げますとともに、地震等で亡くなられた犠牲となられました方々に、ここに謹んで、ご冥福をお祈りをする 1 分間の黙祷を捧げたいと思います。

皆様方、ご起立をいただけますか。ご起立お願いいたします。それでは、黙祷したいと思います。

黙祷

ありがとうございます。御直り下さい

ただ今の出席議員数は、22 人全員であります。

既に定足数に達しておりますので、これより平成 23 年 2 月、城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行ないます。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 組合格約の変更について

○高橋尚男議長 次に、日程第2、組合格約の変更について、報告を行います。

久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) それでは、城南衛生管理組合格約の変更につきまして、御報告を申し上げたいと存じます。

地方自治法第287条第1項の規定に基づきまして、一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法等を本組合格約において、規定をいたしておりますが、この度、当該条項中における、議員の任期及び欠員発生時における補欠選挙に関する規定の明確化を講じる必要が生じたことから、所要の整備を図ることと致したものでございます。

改正内容につきましては、組合格約第7条第2項におきまして、議員の任期につきまして、議員が組合市町の議員でなくなったときは、その職を失う。という本組合議員の失職規定を追加をいたし、また、第8条における、議員に欠員が生じたときの補欠選挙の実施について、実施主体と実施期間を明記をし、それぞれ、より明確化を図りましたことなどを内容と致しております。

このため、先般来、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づきまして、規約改正に必要な組合市町議会での御議決を頂き、京都府知事の許可を求めておりましたところ、お手元の報告書のとおり、本組合格約の変更につきまして平成23年3月16日付けで京都府知事の許可がございましたので、各市町議会に議決を頂きました御礼を申し上げますとともに御報告を申し上げますのでございます。以上でございます。

○高橋尚男議長 ただ今の報告について、質問等が、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第3 議案第2号 城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する  
条例を制定するについて

議案第4号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算

○高橋尚男議長 他に質問がないようですので、次に、日程第3、議案第2号、城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を制定するについて、及び議案第4号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算の2議案を一括して議題といたします。予算特別委員会委員長の報告を求めます。園崎弘道予算特別委員長。

○園崎弘道予算特別委員長(登壇) 失礼致します。予算特別委員会委員長の報告を

させていただきます。ただ今議題となりました議案第2号、城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を制定するについて及び、議案第4号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程、並びに結果について御報告を申し上げます。

予算特別委員会は去る2月17日の本会議において設置をされ、城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を制定するについて及び、平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算の2議案について審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行ないました結果、委員長には私、園崎が、副委員長には、樋口房次議員さんが選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、2月23日に招集し、説明には正・副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長・各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、併せて第2号議案の審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付いたしておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第2号議案、第4号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、第2号議案、第4号議案を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう、切に希望するものであります。

また、当日は委員各位におかれましては、終始、ご熱心な御審査をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営に御協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

また、あわせて、樋口副委員長さんの御協力によりまして委員会が滞り無く運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

○高橋尚男議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

- 高橋尚男議長 討論はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。
- 高橋尚男議長 これより議案第2号を採決致します。第2号議案は委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。  
委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。  
(起立全員)
- 高橋尚男議長 起立全員であります。  
よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。
- 高橋尚男議長 次に、議案第4号を採決致します。第4号議案は委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。  
委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。  
(起立全員)
- 高橋尚男議長 起立全員であります。  
よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 専任副管理者の選任同意を求めるについて

- 高橋尚男議長 次に、日程第4、議案第5号、専任副管理者の選任同意を求めるについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

- 久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第5号、専任副管理者の選任同意を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現専任副管理者の吉村 弘氏の任期が平成23年3月31日で満了し、退任の申出を受けておりますことから、新たな専任副管理者の選任同意をお願いをいたすものでございます。

このたび、選任の御同意をお願いいたします竹内 啓雄氏は、昭和49年4月に京都府に奉職以来、府立医科大学事務局、土木建築部、総合府民部などを経まして、知事公室人事課長、土木建築部次長、京都府人事委員会事務局長を歴任し、現在 中丹広域振興局長の要職を勤めておられ、広域の地域課題の解決や地域づくりの役割を担っておられます。当組合は今後、次の10年を見据えて定めております中期総合事業計画に沿って、折居清掃工場及び奥山リユースセンターの更新事業など主要な施設整備や、これまで着実に進めて参りました給与の適正化と職員定数の削減、及び民間委託による工場運営など、住民感覚に沿った行財政改革の推進につきましても、引き続き、その歩みを進めていくことといたしております。さらには、その他プラスチック製容器包装廃棄物の全面的な資源化につきましても、構成市町とともに、新たな展開を図ろうといたしております。こうした時に、現、吉村専任副管理者の進めて頂きました行革の成果を引き継ぎ、人事や労務管理に精通をし、かつ幅広い行政経験のある人材が必要でございますことから、京都府に後任の推薦をお

願いしておりましたところ、このたび竹内氏の御推薦を頂いたところでございます。私も先日、竹内氏と多岐に亙りまして、お話をさせて頂きましたけれども、まさに城南衛生管理組合の専任副管理者として、ふさわしい経験とそうして識見、さらには堅実な人柄を確認をさせていただいたところでございます。37年間京都府で培われたました行政手腕を遺憾なく発揮をいただけるものと、各首長さんである副管理者ともども確信を致しているところでございます。

よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第5号を採決いたします。

本案はこれに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第5号議案はこれに同意することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 暫時休憩いたします。

休憩中にただいま専任副管理者に選任されました竹内啓雄氏から皆さん方に御挨拶を受けたいと思います。

15時16分 休憩

(休憩中に竹内啓雄氏の挨拶を受ける)

15時17分 再開

○高橋尚男議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5 議案第6号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○高橋尚男議長 次に、日程第5、議案第6号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、議題といたします。提案理由の説明を求めます。久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第6号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、お手元の議案第6号資料に記載を致しておりますとおり、従来、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例によりまして、組合活動のうち、専免を付与し、給与を受けながら、職員団体のため活動を行うことができる場合は、予備交渉や交渉に限っておりましたが、今般、自治省行政局長通知に基づき、他の地方公共団体に導入がされております組合活動に対する無給の組合休暇を本組合

に新設をいたすものでございます。

また、併せまして、本組合におきましては、級別職務分類表中の困難な業務を処理する、相当する職務等は既にその適用を致しておりませんことから、明瞭でわかりやすい分類の規定内容に整備を致すものでございます。懸案でございました地域手当の適正化及び平成22年度人事院勧告の実施等に伴います労使交渉の妥結を受けまして、先般、本案に関しまして職員団体との協議が整ったところでございます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますよう、お願い申し上げます。  
以上でございます。

○高橋尚男議長 これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第6号を採決致します。  
第6号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。  
(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。  
よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議会議案第1号 城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

○高橋尚男議長 次に、日程第6、議会議案第1号、城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。本案については会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。討論はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議会議案第1号を採決いたします。議会議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。  
(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 閉会中継続調査の申し出について

○高橋尚男議長 次に、日程第7、閉会中継続調査を議題といたします。

○高橋尚男議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成23年2月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。なお、閉会にあたりまして管理者から御挨拶がございますので、暫く、お待ち下さい。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） 平成23年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成23年度一般会計予算をはじめ、本日提出をさせて頂きました議案につきまして、いずれも御同意、御可決を賜りまして誠にありがとうございました。

平成23年度は、いよいよ新たな体制で折居清掃工場及び奥山リユースセンターの更新に向けました基本計画などの策定や、その他プラスチック容器包装廃棄物の全面的な資源化処理を推進をいたして参りたいと考えております。又、併せまして地方財政の状況が厳しい中、行財政改革の歩みを止めることなく、今後も創意工夫

を凝らしながら住民感覚に沿った組合運営を着実に進めて参りたいと考えております。

さらに、議員各位から頂きました御意見、御指導を念頭におきながら、構成市町と緊密に連携をし、安心安全な廃棄物処理事業の推進により万全を期し、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆さま方の信頼と安心を一層得られますよう、職員ともどもさらなる努力を続けて参りたいと存じております。

又、先ほど専任副管理者の選任同意の議案に御同意いただきましたけれども、この間、吉村 弘専任副管理者におかれましては、3期12年に亘りまして、大変この城南衛管行政に尽くして頂いたところでございまして、正に城南衛管、かつては処理工場でございましたけれども正に今、3市3町この地域の環境行政の司令塔としての役割を果たすべく、環境ISOの整備や職員研修、更には施設整備や徹底した行革などを進めて頂いたところでございまして、その御功績に心から御礼を申し上げたいと思いますし、この3月31日で任期満了となりますけれども、私ども慰留をさせていただいた訳でございますけれども、ご本人が、やはり後進にしっかりとバトンタッチをしていきたいという強いご要望の中で、先ほど竹内 啓雄新専任副管理者の御同意を頂いたところでございます。どうぞ今後とも変わらぬご指導をよろしくお願いを申し上げます。

本定例議会は本日でいよいよ閉会の運びとなりますけれども、議員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、近く統一地方選挙が執行されますけれども、この統一地方選で改選を迎えられる立候補をされます議員におかれましては、是非とも御当選の荣誉に輝かれますよう、御奮闘をお祈り申し上げます。また今期を以って御勇退をされます議員におかれましては、今日までの御厚情に心から感謝を申し上げますとともに、益々の御健勝をお祈りをいたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○高橋尚男議長 今お話がございました、次に3月31日付けをもちまして退職されます吉村 弘専任副管理者から、議員の皆さんに退任の御挨拶をしたいという旨の申出がございますので、これをお受けしたいと思います。吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者（登壇） 退任のご挨拶をさせて頂く場所と、機会を設けて頂きまして、議長さん大変ありがとうございました。副議長さんありがとうございました。この3月31日で城南衛管を退任をさせて頂くことになりました。私、平成11年の4月1日に就任をしておりますが、その前日3月31日、振興局長を最後に京都府を退職して、こちらに参っております。最初に感じましたのは、やはり、給与制度だとか、或は福利厚生の関係で、随分贅肉が付いているなということでございまして、これはなんとか改革をしなければいかんということでございました。それと平行いたしまして、城陽の工場が大分老朽化しておりましたので、その年の11



月に専任の職員を配置をして、早速に取り掛かったということでございます。それと、ISOでございますけれども、これ環境対策、やっぱり職員の意識の改革というのが先ず大事でございましたので、その辺から入っていった訳でございますが、そんなことで、安心安全な工場運営、それから住民感覚に沿った行財政改革、それと循環型社会の構築と、この3つを大方針と致しまして、施策を進めて参った訳でございます。以来、3期勤めさせて頂きました。本当に先生方にはいろいろと御世話になりました誠にありがとうございました。私は3期辺り少し過ぎた位から、施策推進の展望を掴んできまして、大体これで余り恥ずかしくない地方自治体になったのじゃないかなと、こんなふうに感じましたものですから、もう3期で退任をしたいということで決心をしております、昨年の11月25日に正管理者さんの方に後任をお願いし、又、退任をしたいということを申し上げたところでございます。そこで私、正管理者さんに条件をつけまして、やっぱり城南衛管、未だ改革をするところもでございますのですが、労務管理、人事管理、それから給与に精通した人ということをお願いを致しました。もう正管理者、きっちりとは、後任の者は今日、略歴を付けさせてもらっておりますけれども、ほぼ私が京都府で経験をした部、課をそのまま後、何年か後ですと経験してきた後輩でございますので、どうぞ私同様、御厚情のほど、お願いを申し上げたいと思っております。

本当に長い間、先生方には御世話になりました、ありがとうございました。どうぞ先生方には、まだまだ、御活躍を頂きたいと思っておりますし、また、御健勝で御多幸で、是非この城南衛管にも、また、横からでも結構でございますので、また、議員となって、御支援を頂きたいなど、こんなふうに思っております。以上でございます。本当に長く御世話になりました。ありがとうございました。

○高橋尚男議長 2月定例会を閉会するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。議員各位におかれましては、時節柄、何かとご多忙中にも関わらず、本日の議会にご参集を頂き、また、御熱心な審議を賜りまして、議長として厚くお礼を申し上げます。本日をもって、この議場で皆様とお顔を合わせることも現任期の最後となる訳であります。平成21年6月1日に城南衛生管理組合議会の議長に就任させて頂きまして以来、環境衛生の要としての城南衛生管理組合の安心安全な工場運営を基本とされる中、環境の世紀にふさわしいクリーン21長谷山の稼働をはじめ、給与制度や福利厚生制度の見直しのほか、民間委託の導入など、城南衛生管理組合の様々な取り組みに、大西副議長さんのサポートの下、私議長として、微力でありましたけれども、参画することが出来ました。これも一重に議員各位のご協力の賜物でございます。心から御礼を申し上げますとともに、理事者各位の暖かい御理解と御支援に感謝申し上げる次第でございます。又、今回、ご退任の吉村専任副管理者には、3期12年間、大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。

なお、この度の統一地方選挙を控えまして、本会議場にご参集を頂いております、議員の皆さんの大半が任期満了を迎えられる訳でございますが、出馬の皆さんにおかれましては、当選の榮譽を得られますよう、御奮闘をお祈り申し上げます次第

でございます。また、私を含めまして今期で議員を退職されると言いますか、勇退される方々につきましては、本当にご苦労様でございました。感謝申し上げる次第でございます。

結びに、城南衛生管理組合の益々のご発展を願ひまして、まことに簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

15時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 高橋 尚 男

副議長 大西 吉 文

議員 岡田 久 雄

議員 田中 美貴子

## 参 考 資 料

- (1) 予算特別委員会審査記録
- (2) 議決議案書（予算案を除く）

## 予算特別委員会審査記録

日 時	平成23年2月23日（水）午前10時～午後2時48分
場 所	城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室
出席委員	園崎 弘道 委員長 樋口 房次 副委員長 田辺 勇氣 委員 山本 邦夫 委員 原田 周一 委員 村田 忠文 委員 若山 憲子 委員 河上 悦章 委員 川原 一行 委員 田中 美貴子 委員 藤田 稔 委員 高橋 尚男 議長（オブザーバー）
説明者	久保田 勇 管理者 栗栖 俊次 城陽市副市長 明田 功 副管理者 坂本 信夫 副管理者 坊 嘉宏 宇治田原町副町長 中谷 浩三 井手町副町長 吉村 弘 専任副管理者 その他幹部職員
付託案件	議案第2号 城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を制定 するについて 議案第4号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計予算
審査方法	付託案件についてはそれぞれ関連があるので一括して審査。第4号議案の審査を中心にして、第2号議案については審査過程で随時審査。 歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。 ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査 ②衛生費を一括して審査 ③歳入、全款を一括して審査 ④総括質問 ⑤討論

⑥採決

審査結果 予算特別委員会の質疑、答弁、要望等（別紙）

## 予算特別委員会の質疑、答弁、要望等

### 〔議会費・総務費・公債費・予備費〕

○川原一行委員 宇治の川原です。城南衛生管理組合は一部事務組合ということですね、自治法上は。私、苦言を一言申し上げますが、構成団体であります城陽市の市長さんが、たびたび欠席されておられますけどね、これは病気とかいろいろ理由はあるでしょうけどね、私は非常に残念であります。残念と云いますか、問題だというふうに思います。どんなことがあってもやっぱり出席して頂くというのが、筋じゃないかなということを先ず一つ率直に、最後の議会でもありますし、述べておきたいと思います。これは回答はいりません。出来るだけ簡潔にやりますので、簡潔に答えて頂きたいと思います。

最初に今日の新聞なんかを見ますと、ニュージーランドのクライストチャーチ、私も3ヶ月おりましたけれども、あそこで大地震が起きまして、日本人の安否が問題になっています。そこで城南衛生管理組合の中で、耐震基準に満たない施設がどれだけあって、対応はどうなっているのか、これを簡潔に答えて下さい。

それからかなり政治的なことになりますけれども、政権が交代いたしまして、要するに仕分けとかいうような形で、全体の地方自治体に対する基本的な態度や、補助金の出し方とか変わって参りました。そこで、城南衛生管理組合につきましては、一部事務組合でありますから、単独の自治体とはちょっと性格が違うと思いますけれども、例えばプラスになった点マイナスになった点、或は、これはどうかなという点、或は、変わらない点とかですね、補助対象としてカットされた点、その辺について大きなところで答え願いたい。これは基本姿勢の問題です。

それから個別のことで、今、委員長から何ページの何処を指定せよと云われましたので、それについて、非常にランダムな、飛び飛びであります、質問したいと思います。積立金の関係ですね、38ページで、転廃業の関係で積立金の開始ということになっておりますね、凍結しておったということ、18億円のうち15億円までして、3億の残ったということですね。何故ですね、この期になってこれを目途をつけるかということですけども、それについてもう少し詳しく説明願いたい。それから各工場の運営費ということで、P3ですね、説明の。それを見ますと、し尿の関係が去年も26.5%、今年は26.8。それからごみの関係が73.5、今年が73.2ということで、だいたいずっと平均してきていますね、しかしその中で、クリーン長谷山の関係で大きくマイナスになっています。この理由は十分理解できます。しかし、今後の傾向として、今後ですよ、何故かということ、今後10年を一つの目途としますから、し尿の関係は公共下水道がどんどん反転して参りますから変わっていくと思うのですね、その辺のところの目途というか、大きいビジョンというのはどのようにたてておられますか。それから細かいことかもしれませんが、P29、粗大ごみ附表8、粗大ごみ処理施設事業、その中で

○園崎弘道委員長 川原委員、そこはごみのところですので、後に。

○川原一行委員 わかりました。そうしたら折居清掃工場の関係も次になりますか。人件費関係はいいのですね。そこで簡単に聞きますけど、人件費の関係、表は全部示されました。衛管の場合、退職年齢に達して年金が出るまでの期間、それについて各自治体でしたら、いろんな所に就職される。文化関係、福祉関係、何やら関係ありますよね。そういうところの関係では衛管の場合は、具体的にはどのような現状と目途がたっておりますか。ちょっとそこまで。

○稲石義一事業部長 積立金の関係でご質問でございますので、お答えさせていただきます。概要書の38ページ2番目のところに転廃業助成基金の積立実績と今後の運用状況というのがございます。これの中段の表でございますが、平成4年から22年度までに12億7,700万円を積立てましたというのがございます。元々当方のピーク時には52台のし尿収集車両がございました。それを平成4年から22年度の間35台を廃車にし、その分の補償をさせていただいたところでございます。残るところがBの欄にございます平成24年度以降の予定と致しまして、17台残っております。それに必要な転廃業の助成金が6億2,900万ということになる訳です。その一番下段を見て頂きましたら、22年度末の基金現在高見込み額が3億でございますので、その差が丁度その上でございますが、3億2,800万。これは14年度と15年度の2カ年に凍結しておりました3億円プラス利息分ということになる訳です。その凍結分を再開して頂く時期を各構成市町と協議を重ねてきた訳でございます。それと16ページの分担金の方ご覧頂きたいのですけれども、付表1でございます、これでいきますと、分担金のピーク時が、平成21年度の42億ということでございました。これが22年度の予算で40億になり、今般の23年度の予算で35億というように軽減して参りましたので、先ほど申しました財政が逼迫しておりましたことから凍結をさせて頂いたのでございますが、今般、23年度予算で一定の負担軽減が図れるということで積立金を再開すると、ただ、平成14・15年度、当時の2カ年で3億ということは、キツウございますので、10カ年を掛けまして毎年3千万で3億と利息という形で再開を致したいなと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。それと人件費のところ、退職者の年金支給までの間、どのような形で組合として雇用を継続させていくのかということでございますが、これも概要書の2ページを見て頂きたいのですが、人件費の欄の右側のところに表でお示ししておりますが、再任用職員数というのがございます。昨年度は25名でございましたが、23年度は31名を予定致しております。退職後5年間ほどございますのですが、当組合の場合は、フルの採用はしないで、1週間に2.5日のハーフ勤務で、2人で1名分という形で再任用職員を雇用致しております。23年度は31人分ということでございますので、丁度半分、1人換算にしますと15.5人分となります。退職される方の約9割方が再任用に応募されてきますので、その間、年金支給までの間の安定と言いますか、収入の安定は図られているのではないかと、このように考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○吉村 弘専任副管理者 新政権に変わって、事業仕分けの話がされましたけれ

ども、私も新しい政権になりましてから大きな工場建設とか、そういったものはやっておりませんので、補助金の関係は特段変わっておりません。ただ、最近、会計検査員が来まして、補助金を返せとね、ちょっと政策が整合が取れてないように思いました。会計検査員は何を云うてるかと言いますと、政策の論議は、うちはそういうことは一切しないと、そういうことを云うのですね、贅沢か、どうかという観点でやっているということでありましたけれども、もう一度申しますけれども、大きくは変わりはないということでございます。そのようなことを感じておるところでございます。耐震基準につきましては、施設部長の方からお答えを致させます。

○**浅田清晴施設部長** 当組合の各処理施設の関係とか、管理棟の関係でございますけれども、昭和56年の建築基準法の改正によりまして、その時の新耐震法に基いて、全て建築されておまして問題はないということでございます。また、特に工場棟では機械類とか中に入っておりますので、そういったものにつきましても基礎を施工して、地面に直接当たっているというような工法を取っていますので大丈夫というふうに、考えております。

○**稲石義一事業部長** 失礼しました。先ほどの人件費の関係で答弁が漏れておりました。当組合では、他団体への再就職というのはございませんので、よろしく願いいたします。

○**川原一行委員** そうしたら、短く2回目。人件費の関係では、私とこの同会派の山本邦夫委員がいつも鋭く追及されておりますけれども、そういう訳でまた、彼も言うかも分かりませんが、しかし解せないところがありましたので、それはやっぱり一つ言うておかないといかんというふうに思います。それで人件費の31人、極端に言えばこのところ結論的には2分の1というか、ワーキングプアーでなくて、ワーキングシェアという考え方で基本的に考えておられるというように理解をしておいてよろしいでしょうか。何故かというやはり、労働者の権利をしっかり守らなければいけませんからね、それは組合とのこともありますので、そのところはそのように留めておきたいと思えます。それから、耐震の関係は特別のあれはないということで、間違いないですね。宇治の場合は、市長もおられますけども、かなり未だ残っておる所もございまして、それは早急に改善しなければなりません。他市の事情は私は存じません。それから、要するに仕分けの関係なんかで、会計検査院の問題もございましたけれども、特別に、例えば干拓田の問題で野中廣務元議員のとこなんかメチャメチャされましたけども、そういうような特別なあれはないということですね、この場合は。

○**稲石義一事業部長** 人件費関連の再任用職員の件でございますが、2分の1という形でハーフ勤務させて頂いておりますのは、おっしゃるようにワークシェアという関係からも、そのような取扱をさせて頂いているところでございます。

○**田辺勇氣委員** 予算書の17ページ、予算の概要書の2ページですね、特別職の給与についてなのですけれども、先ず、16万1千円の減額の理由を教えてください



のと、後、特別職の給与の内訳を教えてください。それから、内訳の中で、例えば、費用弁償が発生しているのかどうか。又、先ほどちょっとありましたけれども、代理出席の場合の取扱はどうなっているか教えてください。以上です。

○**清水孝一総務課長** 特別職で、正副管理者の関係でしたら管理者が年間で13万1千円、副管理者が年間10万7千円の支給をしております。後、専任副管理者が年額で言いますと、給料が816万、月額で68万円。後、減額になっておりますのは、地域手当が、6%から4.5%に下っておりますので、その関係が発生しております。

○**稲石義一事業部長** 特別職の方の報酬というのは、只今、説明をさせて頂いたところでございますが、代理出席というのは、議会の中で取り決めにされて、正・副管理者が出席できない場合に副市長さん等が、あくまでオブザーバーという形で出席されておりますので、その場合の費用弁償等は発生しないということでございます。

○**田辺勇氣委員** 大体分かりました。それでですね、先ほどの冒頭の説明にもありましたけれども、城南衛生管理組合では平成13年で166人の正職員であったのが、今年度98人になったと。68人の職員さんが減っているという状況の中で、住居手当や地域手当の見直しも行われて、行財政改革に取り組んで、民間委託等も進められて人件費を大幅に縮減されています。それで、去年の総務委員会でもお聞きをしたのですが、これだけいろいろ行財政改革を進められて、次の段階をどうするのかというのが、非常に気になるところでして、例えば、乙訓環境衛生組合では専任副管理者という制度を廃止されて事務局長ということで、特別職の取扱を止められたということを知っていますが、そういった中で、特別職という制度について例えば、近隣でそういうことが行われていることについて、管理者としてどう思われているか、今後、城南衛管としてどのように考えていくかということをお聞かせ頂きたいのと、全くこういうことを知っている割には、乙訓環境衛生組合が事務局長にしてどうなったかということ余りよく僕自身も知らないのと、どういった、デメリット、メリットがあるのかということも分かれば教えてくださいと思います。

○**吉村 弘専任副管理者** 城南衛管も一時、発足当時といいますか、何年かは事務局長制度でした。実はその後だんだん城南衛管も人口が管内増えまして、工場が出来たり、大きくなりましたので、専任副管理者制度が出来た訳でございますけれども、私は、一般職の事務局長がいいのか、或は特別職の私のような専任副管理者がいいのか、それぞれの団体によって異なると思います。基本的には、これ一部事務組合といいますが、地方自治法の決まった法人ですね地方自治体でございますので、やはり特別職としての責任のある職というのは、私は必要だと思っています。事務局長といたって一般職ですので、責任の度合いとか、或は権限といいますか、そんなことで、正・副管理者さん大変ですよ、それぞれの地域で、それぞれ行政を毎日されていますから、ですから私のような者が必要になるのじゃないかなという

ふうには思っておりますけれども、いずれにしても法的にそうした一部事務組合、地方自治体でございますので、そういった職が必要だと私は思っております、責任をしっかりと背負って立つと、そういう人が要するというふうに思っております。議員、乙環のことを云われますけど、乙訓環境のことを云われますけど、他にも調査されたら結構かと思えます。他は、多くはこういう副管理者制度ですね、十分活用していますから、何処でお聞きになったか知りませんが、乙環だけのことでなしに、いろいろと調査を頂いたらどうかな、というふうに思っております。事務局長制度ですね、そうやって作ってきた経過があるのですけれども、私はその当時は高度経済成長でドンドンと給料も上がって、ですから、その時にいろんな贅肉がついたのですね、給料問題とか、そんなことで事務局長になると、給料も上がるのじゃないかなというような、そういう思い違いをしている人もおります。ですからそんなことではなしに、私はこうやってズッと10何年やってきましたけれども、ほとんどが、贅肉を出来るだけ削減していくという仕事をやったと思えます。これは私だけじゃなしに、私と違う人が此処へ来たって、そういうことをすると思えます。今の時代はそういうことですよ、当時のようなことじゃないのです。ですからその点はよく社会情勢を是非理解を頂きたいなとこんなふうに思っております。それから後、行政改革で云えば、私自身もドンドンと給料を下げてきましたし、そうビックリするほどの給料は頂戴しておりませんので、申し上げておきたいなと思えます。管理者、何かございましたら。

○久保田 勇管理者 ただ今、吉村専任副管理者がご答弁をさせて頂きましたように、私ども城南衛生管理組合は、ご覧のように6人、各自治体3市3町の首長が正副管理者として入っております。しかし、今日も先ほど川原委員からご指摘は頂きましたけれども、それぞれ各この城南衛管の議会の開催というのと、日常業務を見て頂きますと、殆んど事実上、専任副管理者に全権委任というのが実態でございます。方針とか大きなものについては正・副管理者会議を開いてやりますけれども、日常この城南衛管この大きな組織そして膨大な処理量の一部事務をやっておりますこの組合の体質として、現実的には日常組織を誰が責任を持って運営をするのかということから、私どもは特別職という選択をいたしております。このことにつきまして、例えば労働組合がいろんなことを言っておるようでありまして、私はこういったことを言われる筋合いはないというふうに思っております。むしろ当局の専管事項、そして議会承認人事ということにつきまして、口出しをするということが、果たして労働組合の姿として正しいのかどうかというのを、はなはだ疑問に感じているところでございますので、専任副管理者からも申し上げましたように今の吉村専任副管理者につきましては、京都府の現役職員の時に私ども城南衛管として京都府へ当時の知事、副知事にもお願いをして引き抜いた人材でございます。そうしたことから、この改革も特別職として責任ある立場で成し遂げて頂いたというふうに高く評価を致しております、いわゆる世間で言うところの退職者の天下りというふうなものには全く該当しないというふうに考えているところでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと存じます。

○田辺勇氣委員 お考えは良く分かりました。今、久保田管理者おっしゃった労働組

合どうのこうのというのは、僕の質問とは全く関係ない話だと私は思っています。僕自身がいろんな情報を得る中で、そういう乙環というのですかね、乙訓環境衛生組合の話も聞いて、166人いた職員さんが、平成13年度から比べると98人に減らされて、こうして行革を進めてこられたと、乙訓環境衛生組合の方は50人程度の職員数ですかね、そのものが云うたら166人いたのが3分の1以上の職員さんをこの城南衛管も人員を減らされて少ない人数になってきている中で、そういう特にお隣なので、先ほど他の管理組合も調べて頂いたらという答弁もありましたけれども、お隣でそういうことをやられているということを情報として得たので危惧しているところで、特に労働組合の話、ちょっと僕には答弁、分からないですけれども、それだけは言うておきたいと思えますけれども、そのメリット、デメリットというところ、分からないですかね。例えば確かにおっしゃったように副管理者を置いたときの責任の在り方というのはよく理解はできます。それを特別職をなくして一般職の事務局長という形にしてやっていることのメリットというのは、分からないですかね。メリット、デメリット。

○久保田 勇管理者 私の場合、他の乙訓衛生組合なり、例えばこの付近でいきますと、相楽東部、相楽西部というものもございます。そうして、乙訓の2市1町でやっておられるのもあります。しかし工場運転とかいろんなことは調査しております。そうして、費用削減など、どう出来るかということもやっておりますけれども、一つは、先ほど言いましたように、この一部事務組合の要は、正・副管理者が本当に日常的に何処まで見られるかということが、一番私は大きな要因だというふうに思っております、その中でやはり責任ある立場で、理事者の一員として方針なり例えば衛管の根本に係わるような方針や、事業計画等は、正・副管理者会議を開いて決定を致しますけれども、日常、事実上は各市町の運営で忙殺されている方々が、本当に細かなとこまで見られるかということに対して一般職では限界があるというふうに考えております。そうしたことから、特別職という位置付けをしているところでございまして、このメリット、デメリットと聞かれますと、責任の所在、責任をもって運営をするということしか、私は言えないというふうに思っております、先ほど田辺委員さんのご質問、労働組合の話をしたいたしました。大変申し訳ないというふうに思っておりますけれども、実は私どもの内部で、労働組合がそういうふうな動きをしているということもございまして、また、管内の各市町に、いろいろと議員さんと懇談もしておられるとことをお聞きをしておりましたので、少し踏み込んだ形になって失礼を致しましたけれども、そういう内容がございますので、私はこの姿が果して正常な姿かという思いを申し上げたところでございまして、田辺委員のご答弁という中では、不適切だったかなというふうに思いますので、お詫びを申し上げたいと思います。

○田辺勇氣委員 もう最後にしたいと思えますけれども、今もありましたけれども、私もここに出席をさせて頂いている以上やっぱりハッキリいって未だ、ここの議員にならして頂いて2年も経ってなくて、分からないことまだまだ沢山あるのです。そうした中でいろんな方に、いろんな本当に多方面で、ここのことをよくご存知の方にもお話を聞いていますし、そうした中で乙訓環境衛生組合のお話をお聞きした

中で、自力でやっているという部分で、その制度自体が、特別職を置くという制度をどう考えるかということをお聞きしたかったので、先ほどからもありましたけれども、それとはまた別箇で、自分なりにこの問題を消化してここに出てきているということだけのご理解を頂きたいと思えますし、今後も特別職を置くことのメリット、デメリットを責任の所在だということが一番大きいということだったので、その辺のこともご答弁を理解する中で今後とも見守っていきたいと思えます。

○山本邦夫委員　なんか管理者が不適切な部分やという話にそれに一言、云うのもどうかと思いますが、ちょっと労働組合の質問じゃないですけどね、労使関係の対立する部分もあるやろうし、労働組合自身の見解であり、いろんなものというのは、当然給与であり、労働条件の問題もあるでしょうし、それからこの衛管の中での職務を通じて、地域住民にどう奉仕していくのかという意味での積極的な政策提言の部分というのも含んでいるだろうと、僕、別に混乱した訳でもなんでもないから一般論として云っているんですけど、その辺りは労働組合がここにいるのは権限を越えてどうなんやというのはちょっと如何なものかなと、僕自身は現場で働いている人達がそこに例えば住民的には理解納得が得られるものでなければいけないというのは思いますが、その中で出されてくる政策提言とかそういったものは、積極的にそこは労使という表現が良いかどうかは別にして、そこは又、違う次元の衛管としての今後の進んでいく道の在り方という議論としては、僕は労働組合何言うてるねんという、そういうことで遮断するべきではないと思うのですね。僕ちょっと未だ読んでないのであれですけど、たまたまインターネットで、この議案でも奥山リユースセンターの関係で、プラスチックごみの再投入みたいな話が、容器包装リサイクル法の関連で、そこに汚れん程度でもう一遍戻すという話の関連だと思えますけれど、たまたま自治労かなんかの研究集会かなんかの話で、そういうこの衛管の労働組合が提言されている部分、僕、ちょっと忙しくて見れなかったんですけど、そういうこともあって、中味それは労働組合の方が見られたら僕の発言はちょっと見間違いということかもしれないですけど、ただやっぱりそういう意味では一定の現場にいる者として、そういった政策提言というものは有り得ることなので、それはあまり労働組合からということにはしないで、それは、政策提言の部分もあるし、体制の問題についても不合理な部分を行政改革、それは行政改革というのは給料を減らすとか、そういったことばかりではなくて、仕事をどう効率的にしていくかということでの問題ですから、特別職が良いのかどうかということについてのことじゃなくって、それについては労働組合は、当然ものを云うべき、その権利、機会というのは保障されるべきやというふうに僕自身は思っていますので、後、もう質問に入りますけど、先ず概要19ページのところで、人員体制の問題で166人から106人、98人ということで、前から繰り返しこれ聞いていますけれど、大体100人前後、100人をちょっと切るぐらいのところ安定させていくということで、今までからも言っていただいていますけど、人というのは、あんまりむやみにバサバサ削ればいいというもんじゃないと思っているので、せめてこれ位の水準で安定させるということで今までもご答弁頂いていたので、そのところの再確認をしておきたいというのが一つと。それから今、国の方で衛管の場合はどういう扱いになるのか、地方財政の関係で各自治体に対しては、更に10%

でしたか人員削減の方向が地方財政の関係で出ようとしているというので、未だ詳細は分からないですけれども、そういうことが例えば衛管の場合には地方自治体とは又、違う訳で、そういう拘束は受けないのかどうかですね。ただそれが各構成市町の中で進んでくれば、八幡でも更に10%削るなんていうたらこれ中々大変なことを国が言ってきている訳ですけれども、それがズット進んでいった場合には、衛管の場合に又、間接的に影響を受ける可能性もあるのですけれども、そういうことは僕は非常に危惧しているのですが、国のそういう新たな行財政改革というのと関連で、従来この程度で安定させていくという水準が維持できるのかどうか、そこも含めて一点目の質問にも収斂していくのかもしませんが、ちょっとそここのところは教えて下さい。後、委託料自身は清掃のところでも聞いた方がいいのか、さっき1点だけ後に持ち越して忘れるのもかなんので、先ほどおっしゃった話の関係で聞いておきたいのですが、概要の20ページのところで、クリーン21長谷山の運転委託が22年度1人当りの単価が651万9千円から561万9千円に減っているのですけれども、ここの影響ですね、これは更に契約し直して、こういうふうになったのだらうと思うのですが、その要因ですね、今回ここの22年度、23年度の違いで言えば、灰溶融炉の稼働を止めたことによって灰溶融炉の運転の部分の委託料と、一般の運転の部分の委託料と、その、例えば灰溶融炉の場合には特殊な技術やから、そこに任せなアカンかったんやという話でご答弁頂いてきたと思いますけれども、その辺では委託料の単価というふうに見た時に、灰溶融炉の停止の影響というのですか、その辺というのは、ここで約90万減少していますけれども、その影響というのがどうなのかなと、今の市場とか世間相場の影響もあるでしょうし、ちょっとその辺りの事情は教えて下さい。それから、議案の第2号の、関係で、ちょっと幾つか簡単なことだけ。説明資料の末尾に臨時職員の雇用実績が平均年2から3名程度ということですが、ここ数年間の雇用実績の数字を正確に教えて下さい。それから資料の1枚目のところで、基本賃金が7,200円、7,710円、8,030円と書かれていますが、時間単価にした場合にはどれぐらいの計算になるのか、その点を教えて下さい。以上です。

○久保田 勇管理者 先ほど田辺委員の時に私、労働組合のことは少しはみ出したということを申し上げましたけれども、山本委員からご指摘がございましたので、少し見解だけ申し上げておきたいと思います。委員もおっしゃいましたように、私は労働組合がそのやっている事業について、政策提言をおっしゃる、このことについては大いに結構だというふうに思っています。しかしながら私が先ほど申し上げました内容は、私ここの管理者に平成8年に就任をさせて頂きました。その時にここの城南衛生管理組合の仕事というのは、管内3市3町の単にごみ、し尿を処理する場所ではないと、いわば管内3市3町の環境行政の司令塔としての役割を果たしていこうということの位置付けをさせて頂きました。そういったことからいきますと、環境問題につきましては、かなり先進的な取り組みをさせて頂いていると、城南衛管全体としてそれを取り組んで頂いているという自負がございます。その中で、委員おっしゃりましたように、例えば城南衛管の事業の将来形をどうして行くんだということの提言は私は、大いにやってもらいたいと思うのです。私が先ほど申し上げましたのは、ここの労働組合が去年の秋に、何処までの範囲を回られたか

知りませんが、議員懇談会という資料をもって、その中に様々なことを書かれています。私この中を詳細に申し上げることは、私は避けたいと思いますけれども、人事に関することまでその中に書いている。また城南衛管としての基本方針、全く正・副管理者でも論議をしていないような内容までが、如何にも正しいかのように書かれています。このことは私は、大きな問題だと思っています。そうして、その中では衛管の正・副管理者なり衛管という組織を飛び越えて、京都府に要望書を出すというような話も出ております。また、この2月定例会の前に、私に直接人事について、ある議員がおっしゃってきたこともございます。そういったことを踏まえて私は、専管事項である人事問題まで口出しをするのが、果たして正しい姿かということをお願いいたします。委員のおっしゃること決して政策提言等を否定している訳ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○吉村 弘専任副管理者 19ページでございますが、委託等を進めてきた結果、現在98人ということでございますが、山本委員からおっしゃるその程度なのかどうかということでございますが、最近我々の方で調査を致しますと、これ平成17年から21年までなのですが、新規に工場が出来まして、管理委託等を契約をしている所なのですが、大体自治体の職員が4.4人なのですね、平均が。後は民間委託なのですね、自治体の4.4人は4から5人ということなのですね。他は、民間委託ということですね。実際は全国的にそういう趨勢です。その奥山リユースセンター更新事業がありますし、新折居も平成30年でやります。やはりそういうことをやっぱり視野に置いて我々の方は検討しなきゃいかんと。それともう一つは現状なのですけれども、これで委託を進めてきて、一番古いところもう4年から5年経つのですけれども、何ら民間委託をしても支障がないのですね、十分やっていけると。ですから、かえって今の現状というのは中途半端ですね、晩だけお願いをして昼はうちの職員がやっていますけれども、ですから今日も所属長来ていますけれども、いろいろ意見、私も所属長会議で聞きますけど、やはり中途半端で、もっと委託が出来るのじゃないかなというのが所属長から聞いている話でございまして、そのようなことでございますと、大体まだまだ民間委託が出来るのじゃないかなというふうに思っております、これまでは一応二桁にしたいというのが目標でございましたけれども、新たな情報なりを分析を致しますと、なお且つ民間委託が出来るかのように思っております。

○清水孝一総務課長 臨時職員の任用ですけれども、この間、約3名ということですが、19年度から3名、3名、3名と、今年度につきましては延べで云いまして5名を任用致しております。因みに23年度につきましては任用の予定はございません。それと臨時職員の単価ですけれども、時間単価にしますと、今回条例で上げております一般事務で云いますと1時間当たり930円。それと施設運転の7,710円で云いますと995円、8,030円で云いますと1,037円というのが時間単価でございます。

○浅田清晴施設部長 クリーン21長谷山の年間の1人当たりの単価が、651万9千円が561万9千円に下がっている件でございますけれども、先ず一つは、溶融炉

の停止という関係の部分があるかどうかということでございますけれども、当初は当然溶融炉を運転していましたので、入札の結果もあります、やはりご指摘のように高度な技術が必要だということで若干高かったのではないかなという気がしますが、今回は溶融炉の停止ということで、一般の焼却場の運転のみということになりましたので、そういった関係もありまして、それと他にクリーンピア沢とか、折居清掃工場は極端に低いのですけれども、中々比較するのは難しいのですが、クリーンピア沢でしたら561万9千円、たまたま今回提示させてもらっている金額と同じなのですが、その辺との整合が取れないかということで、折衝をさせてもらった結果というところです。

○**稲石義一事業部長** 国が更なる行政改革の中で定数削減を云ってきた時に、そういう計画について一部事務組合は拘束されるのかというご質問だと思いますけれども、特定の業務、特定の事業を担っております一部事務組合の性格上、そういった計画には直接的な影響は受けないものと考えております。

○**山本邦夫委員** あまり僕も直接係っていない話で、議論に加わると、労働組合の方は労働組合の方で反論もあるでしょうから、これ以上は云いませんけれど、僕らから雑感的に思うのは、八幡は洛タイなんかは来ないですから、議会事務局には届いていますけれども、そこで華々しく公開的な論争をされるのは、それよりもう少しきちんと、則って議論をされた方がいいのじゃないかなというのは思っていますので、その辺は。それから、人員体制の件で僕も事前の準備も弱かったですけれど、例えば更なる委託を進められるというような話でいうと、従来の方針との関係の整合というのはどうなのかなと、それは僕の記憶違いですよということであれば、いつからそういう転換がされたのか、議会に対してそういう100を切る程度のところかというの、決算か予算かの場でご答弁頂いていて、大体98が、そこ自体を元に戻せということも言いたいけど、敢えて言っていないのですけど、そこからここまで行ったらまだまだ行けませとということでね、それよりドンドン減らしていくというのは、ここでのやり取りとは違うのじゃないかなというのは思うのですね。それはいつからそういう方針なのか、ちょっとその過去の答弁との整合性も含めて、どの辺からそういうスタンスでされてきたのか、それで議会への説明でも、そこについてまとまってどの部分でその方向性が出されてきたのか、ちょっと整理をして教えて頂きたいなと思います。それから、委託の関係の中味の話については、また、清掃費のところではいろいろ指摘したいなと思っているので、その関連は質問しません。それで、議案第2号の関係で、19年度から3人、3人、3人で22年度が延べ5人ということで、この資料はね平均、年2から3名程度という話しであって、平均やからまあ一、敢えて聞かなくてもいいかなと思っていたのですけど、聞いたらこの説明と違う数字が出てきている感じがするのですが、少なくとも4年間で云えば14人ですから、3. なんぼという話になってきて、細かい数字やと云えばそれまでですけど、23年度入れて予定ないからそれも入れてゼロやということで、大体これは予定できない部分当然ある訳ですから、雇用実績はと書いてあるのだから、資料と先ほどの答弁との整合性というのは、どうなのかなと、2から3人やと云うのやったらその2から3人で収まる数字でなければいかんと思う

のですが、その辺はどうなのでしょう。

○吉村 弘専任副管理者 組織定数につきましては、3年くらい前ですかね、確かに二桁ぐらいを切る目標でいきたいということを申しあげましたけれども、定数とか組織とか運営につきましては、やっぱり毎年点検をしていくものなのです。ですから、それですと固定してやっていくということじゃないのですよ。毎年毎年見ながら、業務運営の状況をきちっと見て我々は把握をしてすると、そう致しますと、やっぱり未だ委託が出来るのじゃないかなと、こんなふうに思っております。ましてや、全国の状況も調査をしておりますし、先ほど申しましたとおりでございますが、それで先々週でしたか、ごみ中継の入札をしたのです。ごみ中継は5人相当なのですが、そう致しますと1人当たり1年間の委託料が、385万ぐらいで落札をしているのです。うちの職員さんの給料は、そこに給与明細で平均額が出ていますけれども、46・7歳で800何十万ということで、ですからこれ比較してもらったって住民の感覚からいったら、やっぱり委託すべきというのが、市民の感覚、町民の感覚ですよ。大変、市町村も厳しい財政状況の中で衛管もそういうことで、出来るだけ市町の財政も考慮しながらやっていくというのが住民感覚からして共通した話だと思うのです。

○稲石義一事業部長 ただ今の定数管理計画に関連を致しまして、先ほども申しあげましたように、ここ当分は100名を切るという形で進めていきたいとして総務常任委員会でも度々答弁もさせて頂いております。団塊の世代の大量退職、その方々については、再任用のハーフ勤務という形で再雇用をしているところでございます。これが23年度は31名でございます。ピーク時の平成25年では34名という想定を致しております。これはハーフですので、1人換算しますと、17名ということになります。雇用期間5年という形にしていますので、団塊の世代の方が再任用を終えられる頃には、この定数見合い分は正職で補填するということになろうかと思うのですけれども、そうしますと98名プラス17人で、115名という定数になり、たちまち三桁の120人程度ということに戻ってしまう訳で、コストの十分な財源等々の確保を見ながら、定数管理をやっていくとすれば、新規採用も必要ですし、嘱託職員とか臨時職員の雇用も入れながら、先ほど専任からもありました、民間委託の更なる検討、こういうことも十分にやっていかないと、定数管理の計画、二桁という形で行くことができないということもございまして、そういうことも視野に入れながら、更なる民間委託も検討していくということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○清水孝一総務課長 先ほどご質問ありました人数算定の件なのですけれども、19年から3名、3名、3名というのは、通年という意味ではございませんので、延べで3名、延べで5名ということで、最後の5名も正確に合わせますと、今年度で云うと4.5名という様なことになって参ります。これにつきましては、育児休業の延長が申請されたことと、病欠の対応が出て参りましたので、その時点で約3名程度というようにご理解頂きたいと思っております。



○山本邦夫委員 定数管理の議論をここでする、中味に入りませんが、例えばそういう方針転換があるならあるで、きちんと議会に対して分かる形でやっぱり書くべきじゃないですか。たまたま質問をして、今まで大体こういう答弁で理解していますけど、どうですかと云った時には、もう一步そこから更に進んでいる、その時々で見直しをしていってというのは僕はいいと思いますよ、でもその方向がどういうものであるときちんと議会に対して、そういったことがまとまって提起をされると、僕は今おっしゃったようなことが、この議案書の中に出てきているとは思わないのですよ。聞いて初めて分かったこと、そりゃ、聞かへん方が悪いと云われればそれまでですけど、きちんとやっぱり議会に対して、定数の問題、毎年議論をしている訳ですから、それやったらそれできちんと資料として今後、僕自身はそういう方針転換が進んできたということは、まとまった形で議会に提示されていないというふうに思っていますので、少なくとも今後はね、そこの考え方については何らかの形で予算であったり、その時々の中で、きちんと議会に対して説明をして頂きたいなというふうには思います。それは一つ思います。委託の話に入りますけど、住民感覚というふうにおっしゃいますけど、短期的にはコストをどう下げるかというのは、それはドンドン削っていけばいいのですけれど、地方公共団体の責務というのはやっぱりあって、その中で単純に経費のことだけで減らせばいいんだという議論は僕は今、行き過ぎた議論が起こっていると思いますから、そんなことをやっていたら地方自治体、成り立たない訳で、一方では憲法の問題では雇用については、国民に対して義務、働く義務というのは労働の義務が与えられていますけれど、同時に権利でもあるのですね。それは国全体で雇用の機会というのはどう保障するのかということも、それは自治体であったり、それから企業であったり、そういったところに社会的の課せられた責務なのですよ。そこのところを考えずに人をドンドンドンドン減らしていくということで云えば、一方で議案の第2号では、ワーキングプア対策ということも一応言葉で書かれている訳ですけど、出も大量に今の若い世代で見れば、本当に子供を育てるのが中々厳しいという状況があって、いろいろ議論の是非はありますが、子供手当とか、そういったものが出てきたりとかしている訳ですからね、それは本来で云えばそういう雇用の中で解消されていけばそんな手当なんか出なくても、やっていける訳ですが、そこが成り立たなくなっているから、社会的に問題になってそういう施策が取り組まれてきている訳でしょ。その辺ではちょっと、やっぱり、まあ一住民感覚ですというふうに云われれば、短期的には世論というのはあるかもしれませんが、それだけで事は済まないと僕は思っていますので、敢えてもうそれは質問しませんので、私の意見として述べさせていただきます。

○吉村 弘専任副管理者 この23年度に沢のごみ中継もエコポートの委託も拡大を致します。ここにも書かせてもらっております。そのことは昨年の夏に総務常任委員会、或は廃棄物処理常任委員会に申し上げました。ですから、今後の委託につきましても例えば24年に実施をする分については、この23年度の夏位にまた、委員会を開くということ、そういうルールを敷いております。そういうことで理解頂きたいと思います。私どもはきちっとやっております。

○山本邦夫委員 もうこれは議長にお願いをしたいのですが、委員会に説明しているからこれで議会に対する説明責任を果たしたということになるのか、今後、議会と理事者との審議のやり取りの問題にも関わってくることなので。例えば個別に民間委託をどう進めるかという話は聞いていますよ、でもその中で定数管理をどうするかという話は、僕は今までで云えば100を切る程度、ちょっと過去の予算委員会、決算委員会でのやり取りも含めて、僕も探したいと思いますけど、少なくともまだまだこれからドンドン民間委託を進めていきますという話は、個別の話は聞いていますが、全体の話として議会には僕は、あんまり記憶にないというふうには思っています。ちょっと議長さんには今後その辺は、僕の不理解に伴うものなのか、そこはちょっと改善はお願いしたいと思います。

○川原一行委員 財政調整基金の関係はここでいいのですかね。山本委員の場合、非常に解説的と云うか、ずっと掌握されていますから全体を良く分かるのですが、私の場合、決算、予算全体をずっと入っていませんので、断片的かも知れませんが、ちょっと質問したいと思うのですよ。財政調整基金、これ説明のP38附表の14に出ています。これの備考で平成22年度の増額欄は平成21年度決算剰余金から繰入額含むと解説してありますよね、財調基金というのはこれ普通、ここは一部事務組合ですけれども、非常に大事な要素を持っていますよね、一般行政では。ところがここでは21年度の現在高が1,522万1千円と22年度の現在見込み、これは、これを余ったからそれを入れたということで、増えている訳ですね。それで今年の23年度というのは、わずか5万6千円で殆んどゼロに等しいですよ。ゼロみたいなもんですよ。23年度末は現在見込みで5,530万1千円とこうなっていますよね。その場合、財調基金の積立て目標とか、その活用目標とかそういう事については、城南衛生管理組合にはどういう基本理念を持っているのです。たまたま、剰余金が出たと、繰入金する場合地財法では、宇治なんかでも何処でもうそうやけど、2分の1ですわな、そういうケースが多いですわな。そういう行き当たりばったりとは云わないけれど、その辺の基本的なところは、どうなっているのです。

○稲石義一事業部長 財政調整基金の在り方について、お答えいたします。先ほどの説明でも申しましたように、これまで団塊の世代が大量に退職していきました。これに伴う退職手当の一部財源として財政調整基金から積立金を取崩しをしてきたところでございます。その結果21年度末現在高が1,500万円というふうに減ってきた訳でございしますが、概要書38ページ上段の表のとおり、幸いにも22年度に増減見込み欄にございます4千万を積立てることができたところでございます。これは21年度の決算剰余金の処分でございます。先ほど申されたように地方財政法上は2分の1は積み立てるということになっておりまして、それにプラスアルファ一分を積立てて4千万を確保させて頂いたところでございます。その結果22年度末の現在高見込みが、5,500万程度になった訳でございしますが、これからは、5千万程度を確保しておくことによって、突然の退職、特別希望退職とか普通退職等が生じた折に、市町の花担金に依存することなく、財源を確保できると、この辺を一つの目安として積立額を維持していきたいと、このように考えて

おりますのでご理解願いたいと存じます。

○川原一行委員 解説は抜きにしますけれども、団塊の世代で宇治なんかの場合も桁の違う規模でズット積立額ありましたわね、一応もう山を越えたということにはなっておりますけれども、ここの場合もそういうことを考慮して、一定のその時に慌てないように一定の分を確保しておく、こういう基本的な考え方、こういうことでいいですか。

○稲石義一事業部長 その通りでございまして、突発的な退職者2名程度が出た時の退職手当、その財源として財政調整基金の現在高を確保しておくということでございます。

### [衛生費]

○川原一行委員 午前中ちょっとミスをしましてすいませんでした。概要書これちょっと通読しまして、正直云いまして2つの大きな流れがありますわね。つまり中長期というか10年を目途にした一つの流れとすると。ということと安全な問題、地球温暖化や環境問題やら、勿論、効率的な運用というような問題とか、いろいろあります。そこで折居清掃工場の要は1つの大きなポイントになってくると、それからもう一つは、粗大ごみの関係がキーポイントの一つになると思うのですね。それで具体的に質問しますけど、粗大ごみの処理施設の事業費が、P7に出ていまして、1,300万ほど新設ですわね。そこでこれ目の事業費総額ということになるのですね、新折居工場の方も目の事業費総額という形で出ています。具体的な質問、粗大ごみの関係、概略説明がありましたけれども、この粗大ごみの場合、宇治なんかが持っている仙郷山の関係もあるし、その搬入物の特色と云いますか、それと料金体系のベースになるあなた方の試算と云いますか、それはどんなベースを考えておられますか。それから折居の新工場、これ見ましたら附表の7番で24ページに出てますね、折居新工場の建設構想。ここで折居の所は直ぐ5メートルの距離で、府立の総合運動公園に掛かっていますわね、折居のあの一体は昔の折居官山と云いまして現在でも土砂搬出流域保安林という形で、林野庁今は違いますが、その後継施設なのです。だからその点で、ここには、5メートル離れているけれど、敷地はもう拵げないとかその中でやるというこれはもう今後いろんなことがあってもその方針でいくのだと。次に新工場の処理能力が120トン程度にすると書いてあるでしょ、それを見ますと参考の所を見たら、平成28年にトータルで95,681トンクリーン21長谷山で64,500トン引いて、それをつまみ折居の部分を365日で割ると、概ね稼働率0.767と割る0.96で約120トンと、こういうことになっていると思うのですね。技術的なことは詳しくは知りませんが、そうしたら実稼働率、調整稼働率考慮ということになってますけれども、これは具体的にはどういうことでしょうか。つまり、処理能力の歩留りというのですかね、それが新規の場合、このような形で計算するのかということ。そ

の場合、是非考えてもらいたいのは、これからは人口は減る時代ですわね、人口が減少すると、そうしてごみも減量化がドンドンと進んでくると、そういった中で果たして120トンのフル稼働、これは長谷山と両方でフル稼働して、一刻でも休んではいけない事業なのですね。その点でこの計算の仕方というのは10年周期というか、10年を目標にすると思うのですが、その辺のことを説明して欲しい。24ページのところで、次々期工場、約40年後と書いてあるでしょ。この建設用地を現敷地内に確保しながら次期工場を建設するものとする、そして本庁機能や工房機能を設けると書いてありますわね。だからここはある意味ではヘッドクォーターになると思うのですよね。中心部にね。その場合これが28年ですから、後40年後、次の次ですね、それとの関係はどうなるのかと。それからここでちょっと注目すべき点は、8番のところで現時点においては、全国公募型の一般競争入札を予定するというように書いてありますわね。わざわざ、現時点においてという言葉を入れた理由。それから、公募型と云うたら、わざわざここにも全国公募型の一般競争入札を予定しているという、この持つ意味は、あなた方はどういう基本的な思想を持っておられるのですか。それから気になるのはもう一つ、4番のところに、発電設備を付設し、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図り、地球温暖化防止に貢献すると、これは至もう極当然のことだと思うのですね、だから地球温暖化と地球環境に優しいと云いますか、資源再利用型と云いますか、循環型の方法を考えるというのは、これは常識のことなのですからけれども、この発電について、これは24時間稼働ですから売電方式にするのか、或は、あそこには太陽が丘があって直ぐ近くに温水プールがあります。これは夏の2ヶ月と5・6と、それから9・10と、通年ではないのですね、それは何故かというそれは温度が不足するからで、私もたまたま現場を見に行ったりするのですけれども、そこで京田辺なんかは温水プールを通年使ったはりますわ。そこでこの電気なんかを利用してこの運動公園のプールの部分を通年制で使えるような形で利用するような方法を考えているのかどうか。それから次のページ25ページで、折居清掃工場精密機能検査報告の総合所見ということが書いてありますね。総合所見と書いて主旨と書いてあるのですけれど、これは所見を出す所は誰で、どういう方法で出して、どうなのかということですね。それから2番目に定格という珍しい言葉が出てきますね。この機能面において、施設的设计が古い等により折居の場合、定格の80%ないし90%程度が限度であるということは、実質能力は80から90しかないということなのか。それからトラブル発生による稼働停止は許さないということで、火災のことがありましたわね、委員会を開いた経過もありますから、その辺のところではトラブル発生のあれは完全に一応終結しているのかどうか。そのところは、是非聞いておきたいと思います。

○吉村 弘専任副管理者 一つは参考の枠の所ですね、実稼働率とそれから調整稼働率がございますが、ああいう工場というのは1年中フルに運転をするのじゃなしに、大体1月近くですね、1年に1回は、いわゆるオーバーホールを致しますので、それで0.767という数字が出ております。それから緊急停止をどうしてもしなきゃいかんことがございますので、それが0.96ということで、調整稼働率ということで書いてございます。そういう意味でございまして、それは環境省のそういう算式がある訳でございまして、その通りの算式で計算をしたと、こういうことでござ

います。それから次の次の工場、40年後につきましても我々は考えて次期工場を造るということが我々の責任でございまして、これ27ページを見て欲しいのですが、そこにも概要の、そこに新工場を造っている最中の図があるのですが、そこに現工場ですね、そこが次次期の工場敷地ということで予定をしております。約40年後ということでございます。工場、大体寿命が30年ですので、ですからこれから造って、大体7・8年後に新折居が出来ますけど、また、更に30年ということで、約40年と、こういうことですね。そういうこともちゃんと我々の方は責任を持ってやっているということでございます。それから現時点において全国公募型というような表現ですね、一般競争入札でございしますが、これは先日の議会運営委員会でも申し上げているのですが、総合評価方式というのがあるのですね、今現在ね。流行みたいにして、実はあると思うのですが、評価を大学の先生が集ってやるのでしょけれども、1位と2位との評価の中味なのですよね、2位の方が相当安く入札をしているという例が結構多くありましてね、ですから2位の業者が裁判をすると、どうして1位とそれだけの差があるのだということ、そんなこともございます。中には500何十億の当時大きな確かさいたま市やったかな、60億ほど差があって、1位が60億高いのです、2位の方が60億安いのですよね、でも1位と契約しているのですね。私はそういうのは、もう一遍云いますが、住民感覚から云ったら可笑しいと思うのですよね。それが総合評価方式なのです。だから現時点では一般競争入札しますよと、こういうことなのです。新しい入札方式とか、いろんな方式がこれから出てきた場合はそれはまた、別ですけど、現時点では、一般競争入札というふうに思っておるところでございます。それから25ページの総合所見ですが、これは日環センターにお願いをしているのですけれども、未だ正式な文書を頂戴していないのです。しかし来年度の計画もございますので、原稿で頂いているのです。近く出すということなのですけれども、それをまとめたものがこの25ページでございます。定格80から90この通りでございます。それから3につきましても、我々の方はいつも毎年このオーバーホールの期間としてやっていますので、これはもう問題ないということになっております。きちんとした運転管理、それから施設の整備、こういうことをやっております。それから温水プールに関しておっしゃいましたけれども、売電ということをおっしゃったのですが、新折居は売電は出来ません。城陽の新工場、あれは240トンですので、売電出来るのですけれども、今回新工場は120トンですので、発電した電気は、工場の動力だけに使ってしまう、こういうことなのです。ですから出来ません。従いまして太陽が丘に送っている蒸気も、それはもう供給出来ないということになります。

○浅田清晴施設部長 私の方から一番最初に粗大ごみの件があったと思うのですけれども、それにつきましては、31ページにごみの絵が描いてあります。粗大ごみということで、仙郷山の関係のことをおっしゃっていると思うのですけれども、この奥山リユースセンターは粗大ごみ処理施設ということで、名称を使っておりますけれども、不燃ごみを破碎処理して、機械選別し、それぞれを資源として売却したり、埋立したり、そういう方法で処理する施設がございまして。仙郷山とは方式が違い、あそこへは宇治市からの粗大ごみが搬入されますけれども、他の市町は粗大ごみも含めて奥山の方へ搬入されてくるということでございます。それから折居の敷

地を掘らないかということでございますけれども、今の計画では現有の敷地内に建設をしていこうということでございまして、先生おっしゃっていましたが砂防法の関係する保安林解除、そういったものは伴わないということでございます。処理能力120トンとのことなのですが、今現在のごみ処理基本計画、平成28年度が目標年度となっていて、今の長期計画ではそれしかございませんので、その時期に一応仮置きした形で、日量120トンぐらいが必要だということになっておまして、ただ、来年度予算の方にも上げさせて頂いておりますけれども、ごみ処理基本計画を再度見直しを行いまして、その中で改めまして精査していきたいというふうに考えております。この基本計画につきましては、今後10年以上の計画を策定したいと考えております。よろしくお願いたします。

○川原一行委員 そうしたら、入札の件ではそれぞれの自治体で、宇治でも随分、総務委員会等でいろいろ出ますが、出来るだけ談合が無いように、市民の税金が使われるということで、様々な工夫がされている訳ですけれども、最近流行の総合評価方式、京都府なんかすすめているなんかの場合は、逆転勝利という場合もありますわね、それは社会貢献度なんかプラスしてどうするかというようなこともしますけど、此処では現在の時点では要するに全国公募一般競争入札、つまりごみの焼却炉の場合は、クボタとかタクマとか全国8つほどで決まっていますわね、ハッキリ云うて、だから今の日本の水準というかそれが全部大体入札の対象でやっていくという、こういうように理解していいということ、もっとある。そうしたらその辺のスケールについてもちょっと教えて欲しいのですよ。何故かという、この関係の事業は1回入り込むと、後のメンテナンスというのが、その下請けとは云いませんけれども、そういう形ですと日立なら日立で行くというのがね、1つのあれでありまして、1回食い込んだら半永久的とは云いませんけどね、大体それで行くというのが世の常なのです。その辺で非常に大事なことがありまして、当初城陽の場合も100億か20億掛かると言われておって、実際蓋を開けてみたら60億か得をしましたわね、セットもんで溶融炉もやったけども溶融炉もこれハッキリ言うてヤンペになってね、その分各市町含めて良かったですわね、ハッキリ言いまして、あれもっと早くしとったらよかったと思いますけども、そういうもんですやんか。今度の場合はそういうロスもなく、過去の経験も踏まえてきっちりしたものをやってもらえると思うのですけども、その辺のところです。僕の言っていることが間違っていないか、どうか。それから大体30年が期限だということをおっしゃっていますけど。それが次次期のことという訳ですね。稼働率の関係ですけれども、最初のところは、コンマ、ゼロコンマ3のどこまでいっていますわね、0.767と、その次のところは0.96となっていますけども、これはこういう形でどんな場合でも評価する訳ですか。そんなに大して差は出ないと思いますけれども。それも聞いておきたいと思います。それから、売電とかそういうのは良く分かりました。要するに今のところで目一杯だということで、現在の時点では太陽が丘に送って、あそこを通年制に出来るというような、いろいろ要望があってもその能力はないということでしょうか。そこのところも確認しときたいと思います。

○吉村 弘専任副管理者 先ほどの実稼働率と調整稼働率ですね、これは環境省が補

助金を出す時の算式なのです。これでうちの方は計画から行きますと、120トン程度と、こういうことになる訳でございます。これ以上大きな工場は造れないと、あまり大きな工場を造りますと、また、会計検査院が来て、その分補助金を返せなんてことを、言うかも分かりませんので、というふうに思っております、概ね120トン程度で協議をすることで、城陽の時は、当初は13社か12社だったと思うのですが、それから、入札の話ですけども、全国公募というふうに、わざわざ書いてございますので、全国で一般公募をしたいということで、城陽の時は、当初は13社か12社だったと思うのですが、そこから一部不正業者がおったということで、一応9社でやりましたのですが、ということで、出来るだけ広く応募したいというふうに思っております、今、先生おっしゃったように、日本のメーカー、殆んどレベルはあんまり変わらないと思います。ですから私は総合評価方式というのに、こういうプラント関係では、そういう面でも、あんまりやる必要もないのじゃないかなとこんなふうに思っていますけれども、何処の業者でも出来ますので、ということでございます。発電は先ほど申し上げたとおりでございます、これはもう京都府にも、もう云っております。新工場の場合は、もう蒸気は供給しませんということをおし上げております。以上でございます。

○川原一行委員 私の場合、ちょっと非常にハードと云うか、思想的にグーッと食い込んだ質問ではないので、大体の客観的な部分は分かりましたけれども、ただ、私ここで、僕もこの議員辞めますので言っておきたいこともあるのです。つまり、ごみと、し尿というのは、これは僕の識見であり又、常識的なことかも知れませんが、人間というのはやっぱり生活していく以上、やっぱり衣、食、住で、必ずごみというのは出るので、暮らしというのはね、だから物を食べますから必ず下から出ます。それを必ず処理している訳ですね。その処理の方法が、今まであるのですけれども、ごみとし尿の関係が、一番最初に言いましたように、専門に扱うこの運営の場合、し尿が26.8%、ごみが73.2%ですね、今年度を見ますと、7.3ぐらいになるのかなと、し尿の関係も公共下水道が発達しますと、将来どんどんどんどん減って行って、理想的なのはゼロに近いことになるのが普通だと思うのです。しかし、残念なことにどう理由か知りませんが、公共下水道がこれ、特に流域下水道含めて宇治は公共下水道と流域下水道があるので、世帯層が、おじいちゃん、おばあちゃんになって、どうせ先は短いことから、もう要するに汲み取りでも構へんという形で、施設は出来ているのだけれども、実際に利用するというケースが、今、ないようになっている訳ですね、飛び飛び方式になる訳ですよ。そうすると、いつまでも下の部分は放っておくという訳にはいかんから、非常に非効率な形で、必ずし尿の車はポンポンと用意しとかならないというこういう現状に今、置かれている訳ですね。だから非常に非効率だということが云える訳です。食べ物については食の安全で、おいしいもので安全でロスのないように食べていけばいいのだけれども、ごみとこの関係は、どうしようもない性格のものがあるので、その辺のところをどうやっぱり今後、しっかりこの専門分野として一部事務組合で処理されていくかということが、やっぱり非常に将来的な問題だと思うのです。それで私の見る限り、第2期の市町村合併というものの山は過ぎましたので、今の政府が道州制を導入してもっともっと大きなあれにして、ガ

バツと地域を固めるという考え方を持っていますけれども、今の時点では当分現在の市町村の形が続くと思うのですね。そうしたらそれを一応想定してプランは作っておかなあかんというように私は思うのですよね。だから人件費の問題や全体の効率の問題もありますけどね、これはハードといいますか、施設がしっかりして、しかもそれが効率よく運営されてやらない限りしっかりしたものにならないと思うのですよね。だからそういう点で基本的に構えて頂きたいというように私としては、申し述べておきたいというふうに思います。何かありましたら、云っていただきたいと思いますけれども。

○吉村 弘専任副管理者 し尿処理につきましては、今、先生おっしゃるような、高齢者の家なんか、そのままにしておくという所はあると思うのですよ。であったとしても、うちの方は、そういう方たちの為に、やっぱりしっかりと毎日の処理をしていくというのが、うちの使命だと思っておりますので、それはきちっとやっていきたいと、ゼロと今、先生おっしゃいましたけども、ゼロには中々ならないと思いますのでそういう点では、沢が平成9年に出来たのですけれども、まだまだ使用できますので、それをきちっとしていきたいということでございます。

○川原一行委員 そうしたら最後に要望をしておきますけれども、今、専任がおっしゃったように、しっかりとやって頂きたいというように心から注文をつけて、私の質問はこれで終わりにします。

○原田周一委員 今、川原委員から新折居のことをいろいろ出まして、私の聞きたいこともあったのですけれども、答えて頂いたようなのですけれども、一つ確認をしておきたいのですけれど、先ほど専任副管理者の方の答弁で、売電はしないというのですか、出来ないという話なのですけれど、これは確認なのですけど、120トンという炉の規模のために出来ないということですね。それから、資料の概要の28ページに、運転管理経費の比較ということで出ているのですが、この運転当初、一番端っこに、運転当初7年間の平均ということで、いろいろ数値が出ているのですけど、これはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○浅田清晴施設部長 一番右端の新折居清掃工場、運転当初7年間の平均ということでございますけれども、ここにある欄は左側のクリーン21長谷山をベースにして算定しております。発電の関係も考慮していますし、中の薬品等の使用量なんかもクリーン21をベースに処理能力で、ある程度按分をしております。工事費なんかはあんまり変わらないということで、工事費とそれから修繕料ですけれども、これなんかはクリーン21長谷山で7年間所要した額と云いますか、当初に日立造船の方から、7年間の整備費として頂いておりますその中から溶融炉の分を差引きまして、7年間の平均額をここに落とし込んで、なお且つ修繕料、そのうちの2割、工事費を8割り、そういう割り振りで入れ込んでおまして、クリーン21長谷山の23年度の予算をベースに試算した数値でございますので、超概算という形でとらまえて頂いたら有り難いのですけれども、そういう現行の同じシステムとした場合、どういう経費になるかという目安として見て頂いたらと思います。



○原田周一委員 よく分かりました。しかし、そうなるこの工事費ですね、新折居工場の工事費で、9,800万ほどですか、ということがここで計上、書かれているのですが、新しく造る訳ですよね炉を、その7年間工事がある訳ですか。どういう具合に理解したらいいのですか。

○浅田清晴施設部長 こういう施設は廃棄物処理法等で、毎年定期的な点検をしないということになっておりまして、毎年定期点検整備工事、オーバーホールですけれども、それをやらなければならないということになっていますので、その辺は新設当初であっても必要ということになります。その使用年度によって、稼動年度によって中味は変わります。

○原田周一委員 これはあくまでも、メンテナンスの補修という意味ですよ。だから、工事施設改修というたら、又、新たに修理かなんか、そういうような形の物みたいに私受け取ってましたので、そうじゃなくてあくまで、メンテナンス費用という意味でいいのですか。

○浅田清晴施設部長 そのとおり、メンテナンス料でございまして、結構、部品とか磨耗したりしていますので、交換が伴いますので、こういった金額になっています。

○原田周一委員 そういう言葉の方が分かり易い。メンテナンスと、こう書いて頂いた方がね。すいません。以上です。

○山本邦夫委員 まず先ほどから議論になっています新折居清掃工場の件ですけれども、炉の能力としては、工場の新能力が1日当たり120トン程度ということで、現工場と新工場との能力の比較と、それから前に1基体制、2基体制というのを僕も議論をしたことがあったのですが、これは120トン1基でいくのか、それとも60トン2基でいくのかですね、その辺りの現時点での考えとか、それから大体炉の規模が、処理能力が分かれば建設費が今、世間相場で大体どれ位というのも出ると思いますので、それが大体どれ位のものなのか、それがクリーン21長谷山、灰溶融炉停めたらその分はちょっと差引いてなのですからけれども、それと比べてどういふふうな数字になるのか教えて下さい。それから後の奥山のリユースセンターの関係もありますけど、新しいごみ処理方式の影響で言えば、このプラスチック類とかで、汚れの取り難い物は燃やしますよというふうになって来た時に、マイナスで減る分と、それから炉に投入する部分というのは、マイナスプラスそれぞれあると思いますけれども、ちょっと、なかなか難しくてね、新折居をどうしていくのかということと、それから平成30年を目途にして、ごみ処理の仕組みを変えていくというのが、恐らくこの1・2年とかで一定方向が決まってくる時期に衛管もさしかかっているのかなと、そういう点で見た時に、クリーン21長谷山も含めてですけれども、燃やすごみが増えるという方向になるのか、ならへんのか、ちょっとその辺りは見通しを、この資料のここでは減りますみたいなことで書いてあるのですが、その辺はどうなのか、炉の規模に係わることなので、その辺の見通しというの

ですか、建てたものの増えて溢れていましたという話には、なかなかならまたかなんですから、その辺りのことを。それから後、一般競争入札をということで書かれていて、これは以前、新折居については、民間の資金調達の関係とかで、いろんなアルファベットが並んだやつが思い出せませんが、いろんな方式を以前に、廃棄物処理委員会で専任副管理者にホワイトボードで、授業みたいに解説をして頂いた記憶があるのですけれども、その財源の調達方式というのは、もういろいろ現時点で判断して、そっちを採るのじゃなくって、従来どおり入札でいくのですよということの判断をされたのかどうかですね。それであれば民間の資金調達の件については、僕自身は懸念をしていた部分もあって、そういうことでは評価も出来るのですけれども、その辺りが先ずどうかというのは教えて下さい。それから概要の33ページで云えば、この沢第2工場の解体ですね、それについて云えば今後、解体後の利用については、未だどういうふうにしていくのか、どういうふうな形で議論をしていくかですね、ちょっとその現時点でお答え頂けることがあれば教えて頂きたいと思います。それから、一方で次の34ページのところで、クリーンピア沢の施設改修のことがあります。基幹設備の改修整備ということですから、これによって沢工場の延命というか、今後の耐用年数もしっかりとそこをメンテナンス、補修もして使っていくということだろうと思うのですが、その辺りは、今後、沢の工場ですね、この改修はどの程度の位置付けのものか、基幹設備とあるから中心部分の所なんだろうなという程度の理解でしかないのですけれども、これによって今後の沢工場の耐用年数と云うのですか、その辺りはどういうふうに影響してくるのか、見通しですね。それからクリーンピア沢については今後の主要な改修の計画とか、何年程度にどの程度の物というのがあれば、今回は単年度で4,700万程の計画になるのかな、単年度のことは予算を見れば分かるのですが、今後の修繕の時期、規模、見通しですね、その辺りは全体像を教えて下さい。それから、資料の36ページ、37ページのところで、管理委託の問題なのですけれども、これは僕も過去の議会への報告というのはどうだったか、ちょっと今、資料ちょっと遡れなかったものであれですけれども、4月1日からの期間で、これは何れも予算としては今、提出されている予算案に書かれているやつですよ。これは何れもある一定期間、例えば37ページの所で云えば、アクセスに委託をしていく、これはこういう場合の長期の契約の場合には、予算の説明書とかで、長期の契約事項なんかについては、どういう形で記載をされているのか、ちょっと見落としがあるのかもしれませんが、予算上はどういう扱いになるのか、その辺りも教えて下さい。それから委託条件ですね、勤務形態、それから給与、労働条件それから社会保障、社会保険等の問題ですね、その辺りについて、36ページ、37ページ両方ともですね、沢の中継場の業務委託とエコ・ポート長谷山の業務委託両方について教えて下さい。それから、委託の問題で、これは形態としては業務請負というふうになると思うのですが、その時に指揮系統、業務を委託する訳ですから衛管としては、この業務についてはやって下さいということでの契約になる訳ですけれども、個々の労働者に対する指示というのは、派遣の場合は出来ますけれども、業務委託の場合はそれ出来ないですよ、その辺りはこの2つの委託の中でどういうふうな措置がされているのか、というのはね、沢の中継場の方は業務責任者が1名おられて、そこで委託従業員4名というふうになっているのですけれども、エコ・ポート長谷山の場合には、

委託をしてそこには30人、作業員、指導員というのは統括責任者もいない中で、委託をされている形態になってくるのですね。そういう場合に請負業務との関係、請負と派遣との区別ですよね、そこが曖昧だと偽装請負ということにもなって来る訳ですが、その辺りはどういうふうに担保されているのか、説明をお願いしたいと思います。それからちょっと戻りますけれども、29ページの奥山リユースセンターの更新の関係で、ここのごみ処理基本計画とか、更新計画予定のごみ処理基本計画、地域計画、それから新地域計画、第6期市町村分別収集計画、第7期と、いろんな計画が出てくるのですけれども、これはちょっと僕も不勉強で基本のことを教えてもらわないかんのですが、それぞれは衛管として、市町村分別収集計画とかいうのも、これ全部衛管の責任で決めるものなのか、構成市町との関係で、それぞれが作っていくものなのか、その辺を先ず主体を教えてください。それから、せいで、これやるということになってくると思いますので、それは構成市町間で、どういう協議、調整をしているのか、現時点で各構成市町との協議の中で、どういう課題があるのか、ちょっとその辺りを簡単でいいですので、教えて下さい。それから、次の次のページの先ほどからも出ています、ごみ処理の収集の方法なのですが、結構、今までとは違って3市3町一斉にということになってくるでしょうし、一方ではプラスチックの容器包装リサイクルということで、今までは、いっしょくたにして、燃やさないごみになっていた部分を、抜き出していくということで、そこは大事なことなのですが、そういう意味では割と大きい方針転換なんだろうなと思うのですね、その中でザット初歩的なことで云うと、簡単な洗浄で汚れが落ちない物と、落ちる物というのは、かなり曖昧さがありますよね、この中で皆それぞれ分けると、皆違うというようなこともあって、それぐらいの差は、許容範囲ということもあるのかも知りませんが、その辺りの基準の設定の仕方であるとか、それからこの説明の中には、プラスチックの焼却量が減ることによるCO<sub>2</sub>削減ということであるのですが、減る部分も当然リサイクルに回すので、焼却量としては減る部分もありますけれども、逆に簡単な洗浄で落ちない物については、焼却炉の中に入ってくる訳ですからプラスの要因もあって、そのところ、先ほどの新折居のところでも聞いた話と重なりますが、その量的な見通しというのですか、その辺はどういうふうに、はじいているのか、或は逆にここがしっかりしないと新しい折居清掃工場の能力の設定が、どれぐらいが妥当なのかということにもなってきますので、この業界は大体トン数でガラガラポンと金額が決まってくるというふうにも云われているので、割とそこは如何に減量を効率的にやっていくのかというところで、大事な所だと思うので、その辺りは、この焼却と埋立とリサイクルの、この図に関連して量的にはどういうふうに見ておられるのか、教えてくださいなと思います。一方で、全体としてごみ減量をどういうふうに構成市町との中で進めようとしているのか、教えてください。それから、最後になりますけれども、予算書の項目という訳でもないのですけれども、3市3町との連携ということの中で、許可業者ですね、市町がそれぞれ廃棄物の収集については、市町村が許可をしているということがありますが、3市3町の現状はどうなっているのか。僕は八幡市の資料は頂いていますけれども、八幡では15社の体制というふうになっていますが、3市3町はどうなっているか、それと、一方で八幡では長期に亘って15社体制、何年か前に1社増えましたけれども、全体は許可の業者数が15社というふう

に、何か明確に何処かに書いてある訳じゃないのですが、決まっています、新しく申請をしようとしても受け付けられないという事態があって、不思議な話なのですが、そこそこは滋賀県とか、神戸市とか京都とかで、廃棄物の許可をもらっているところが、八幡で申請をしたら許可が受け付けられないということがあって、これは法的には、許可業者の参入制限とかいうようなことについては、どういうふうに廃棄物処理方の中で規定をされているのか、ちょっと教えて頂きたいなというふうに思っています。それから恐らくこの許可業者のある、そういう体制を執っているのは八幡だけなんじゃないかなというふうに思うのですが、一方では先ほどの例のようにごみの収集の問題では、足並み揃えてというふうな中で、逆にこの許可業者の問題では、それぞれがバラバラということでは、組合としてはどういうふうに認識をされているのかですね、今後の方向性、過去にどういう議論の経過があったのか分かりませんが、そういう議論や協議した経緯があるのであれば、そういうことも含めて、今後の在り方についてどう考えているのか教えて頂きたいと思います。以上です。いろいろ聞きましたが。

○吉村 弘専任副管理者 新折居の120トン規模ですね、炉を2つとっております。柔軟にやはり毎日機能したいなということでございまして、2つの炉でいきたいということでございます。それから新折居の規模の120トンですが、予算的なことちょっとご質問だと思いますけれども、城陽のが240トンで約62億ですね、今度は灰溶融もしませんし、規模も半分になりますし、そうと見ても、約50億と見ましても、国庫補助金が12億5千万になります。50億で国庫補助金12億5千万、それから起債ですね、いわゆる借金、長期で返済していくのがありますね、これが30億見しております。それでその2つで42億5千万ですね。残りが市町分担金ということでございまして、約7億5千万で、建設、大体3ヵ年を見っております建設は、それで7億5千万が大体3年掛かって市町にお願いをしたいと、こんなことございまして、仮に50億とした場合ですね。実際には入札してみませんとなかなか分かりませんが、それからこのクリーンピア沢の解体なのですが、これも山本委員33ページを見て頂きたいのですが、附表10ですね、ここに図が描いてございまして、沢の第2清掃工場、斜線を引いておりますが、ここを解体する訳でございます。本庁管理棟は暫く、新折居が出来るまで使いますのですが、この沢の第2清掃工場の跡に、ここにちょっと職員の駐車場の図がございまして、線を引っ張ってありますね、それを移したいと思っております。そう致しますと、これ結構いい面積の用地が出来ますので、私思いますのは、これ30年代後半ですね、八幡市民の方がこの施設を受け入れて頂いたということで、やっぱりご恩返しをしないかと思っております、その運動施設を、例えば、お年寄りのゲートボールとかグランドゴルフとかございまして、そういったものをここで出来るのじゃないかなとこのように思っております、先日も正・副管理者会議で協議を致しまして、八幡市長さんに、その辺のところはお願いをしようかなとこんなことですので、またよろしくお願ひしたいと思っております。それから、その他プラスチックの30ページだと思うのですが、概要のですね、これ最終的には貯留ヤードから指定法人へ搬出を致しまして、そこに書いてございまして、そこに書いてございまして、そういう図でございまして、大体どれぐらいの量だろうかとということがご質問の趣

旨だと思いますが、これも少し調べまして、指定法人が出しています統計がございまして、こういう、その他プラスチック製容器ですね、これを1人当たり年間10.68キログラム出すのです。指定法人が出している統計がございまして、10.68キログラム、1人で1年間。うちは大体38万人ございまして、ですから約4千トンが再生利用ですかね、循環型になると、こういうこととございまして。今、一生懸命、発泡トレーだけをやっておりますね、あれは151トンしかないのです。151トン、容量ばかり大きくて、重量がないですから、これを一生懸命やってもらったのです。でも今度は4千トンになるということです。ということなのです。そこで、31ページで申しますと、この燃やさないごみから、4千トンが最終的には指定法人に行くのですが、選別をやったりしなきゃいかんですね、異物が入っていたり、不適物が入っていますので、それが大体20%近く入っているんですね、そうすると5千トン入って1千トンは、はねのけると、残り4千トンは指定法人へ行くと、こういう勘定なのですね。そんなことで計算をしていきますと、その1千トンは最終的には又、燃えないごみか、何かに回っていくということになります。それからもう一つこれ試算をしているのですけれども、家庭系のごみの排出量、これ21年度で私とここで云いますと、8万3千トンほどあるのですが、そこでプラスチック容器の重量比で行きますと、約8%近くあるんですね、それでいきますと大体、その中で5千トンは、こういう新奥山の方へ回しまして、4千トンが指定法人へとこういうこととありますが、それで5千トンを先ほどの計算から差引きますと、1,400トンが簡単な洗浄では落ちない物だろうと、こういうふうに計算をしております。ですから先生おっしゃるように燃やす物がどれぐらい増えるのかとおっしゃると、1,400トンぐらいかなと、こんなふうに思っておる訳でございまして。後、5千トンは先ほど云いましたように、新奥山のラインに乗っかりますけど、1千トンをはずして、4千トンが指定法人へ行くと、こんなことになります。沢山ご質問を頂戴いたしましたので、漏れ、或はその他につきましては部長の方で答えを申し上げます。

○**浅田清晴施設部長** クリーンピア沢の熱交の関係ですけれども、これはクリーンピア沢におきましては、大きな改修工事としては初めての工事として、これは喫緊の必要性がございまして、来年度、23年度で予算を上げさせて頂いております。その後のことなのですが、来年度、沢工場ですべて初めて精密機能検査、総合診断をもらう計画をたてています。その中でいろんなところを診断して頂いて、今後の耐用年度、それから必要とする整備箇所を探して行って、計画的に延命化を図っていきなと考えておりますが、今の段階ではコンピュータ関係が古くなっておりまして、近々に整備していかなければならない、コンピュータといいますと、あの施設全体を動かす頭ですので、その辺の改修が近々必要になる予測をたてております。ただ、先ほど云いましたように、精密機能検査の結果で改めて整備計画をたてていきたいと考えております。し尿処理の関係ですが、23年度で一応、下水投入は終わりということで、それ以降はクリーンピア沢で対応していかなければならないということもありますし、その後、来年度の生活排水基本計画の方も若干見直しを行いまして、将来どうなるかということを見極めていきたいなと思っておりますし、何処までクリーンピア沢で対応していくかということも、その辺で見極めていきたいと考

えております。それから、エコ・ポートの関係ですけれども、この表には記載をしておりませんが、業務責任者を選任して頂くようになっておりまして、同じような形態で責任者を通じて業務の指示をしていくことになっております。それから29ページでございます、ごみ処理基本計画とか、地域計画、それから分別収集計画の件でございますけれども、ごみ処理基本計画は、これは廃棄物処理を行っていく上において長期間、概ね5年から10年の計画をたてなさいということになっています。これは市町も組合も同じでございます、それぞれが計画をたてるということになっております。これを受けて単年度の実施計画というものを作りまして、毎年の処理計画をたてるということでございます。それから地域計画なんですけれども、これは国の交付金を受けて整備する以上、策定しなければならないということになっておりまして、循環型社会形成推進地域計画と正確には云うのですけれども、それを策定して提出しないと交付金が下りてこないということになりますので、これは実施主体は私どもの方で策定することになります。それから分別収集計画なんですけれども、容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画なんですけれども、これは市町村が策定することとなっております。分別収集計画もごみ処理基本計画との絡みもございますので、それと、それぞれに収集人口の関係も絡んできますので、その辺でそれぞれの計画に齟齬が生じないようにということで、市町と組合とで調整した形で策定しているということでございます。分別収集計画ですと、ここにあげております、先ほど分別基準適合物という言葉が出てきましたけれども、その量をこの中で出して、その数値に基づいて指定法人のルートで引き取るということになりますので、これがなければ指定法人ルートに流せないということになります。ですからごみ処理基本計画と容器包装の関係で云いますと非常に重要な計画になります。ごみ減量の方策なんですけれども、今でしたらそれぞれの市町で取組んで頂いています、紙の分別、紙の回収ですね、集団回収とかなんですけれども、その中に未だ雑紙とか、そういった物を対象に入れて頂いていない団体もございますので、その点につきまして積極的に住民の方々にアピールして頂いて、集団回収で集めて頂きますと業者が引き取ってくれますので、そういう取り組みをして、是非とも減量に勤めて頂きたいと、担当課長会議の中で話をしております。それから許可の関係は先生おっしゃいましたように今現在は八幡市のみが、一般廃棄物収集の許可ということで出しておられます。他の2市3町は自己搬入の形で搬入をされております。

○山本邦夫委員 法律の規定は、許可業者の参入規制とかについて。法律で参入制限をやることについては、法律ではどういう規定になっているかというのが。

○浅田清晴施設部長 許可は、廃棄物処理法の中にうたわれておりまして、事業者が排出して処理を市町村に委ねる場合は、収集を許可業者をお願いしなさいということになっておりまして、若しくは、自己搬入という形で、自ら運んで搬入しなさいということになっております。

○川島修啓施設課長 先ほど先生おっしゃいました、勤務形態でございます。先ず今回新たにごみ中継係を委託する訳ですけれども、委託先の条件と致しましては、基

本的に基本給というのがございまして、年間2ヶ月の賞与という形で報告を受けています。後、手当と致しまして通勤手当、資格手当、皆勤手当、役職手当、後、各種保険等で社会保険、雇用保険それと厚生年金という形で制度をお持ちでございます。また、社内独自の退職金制度がございまして。それからエコ・ポート長谷山の委託なのですけれども、これは委託拡大ということで現行のアクスさんと引き続きお願いをするということで、こちらの方は、基本給プラス賞与と致しまして1.5ヶ月、後、通勤手当、各種保険等で同じく社会保険、雇用保険、厚生年金という形で、退職金も独自の退職金制度をお持ちでございまして。なお指導員さんにのみにつきまして、役職手当という形でご報告を受けております。

○北村孝和施設部参与 山本委員さんの方から入札方式の件でございまして、附表7の建設構想の8番に書いておるとおり、現時点においては全国公募型の一般競争入札を予定ということについて、説明させていただきます。先ずこの間法律改正、特に談合、それから品質確保等の関係で、平成11年にはPFI法の制定ですね、それから13年には公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律。17年には公共工事の品質確保の促進に関する法律、それから18年7月には環境省が廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引きというものを作成されて、これに基づいて幾つかを参考にしながら適正な契約を進めてこられたということで、やられてきた経過がございまして。これらの法律については、基本的にやはり1件の契約に対しては、一件の入札でいいのですが、今回特に平成22年度に議員さんが浜松市を視察されたように、DBO方式により、建設と業務の2つの案件を1回の入札でやる場合は、自治法上これは総合評価方式というのが現実になっています。そのような中で、いろいろ私たちも検討させてもらった結果、結論的にはやっぱり課題としまして、評価方法に対する恣意的要素の排除、それと結果に対する住民さんの理解度ということにいくのじゃないかということで、総合評価方式については現在いろいろ問題が出ておりますが、今年の2月の12日の毎日新聞でも言われているように、技術提案書についても談合の動きがあるということで課題に挙がっているということもございまして、現在のところ公募型の一般競争入札ということで、現在の方向性については、先ほど確認してもらったとおり、クリーン21長谷山と同じような入札方式を採りたいということを考えております。

○浅田清晴施設部長 答弁漏れがございましたので、先ほど簡単な洗浄の線引きの質問だったと思うのですが、これ非常に難しいことございまして、水をサッと掛けるとか、台所に残っている残り水ですね、そこでサッとゆすいだ形で落ちるか、それぐらいのイメージかなというふうに思っています。わざわざ石鹸を付けてまで洗うと、これまた水を汚すことになりまして、水を大量に使うことになりまして、CO<sub>2</sub>の関係にも発展していきます。また、許可業者の数の制限なのですけれども、法的にはございません。それぞれの市町村に委ねられるところかなと思います。

○稲石義一事業部長 概要書の36と37ページのそれぞれの委託化に係ります予算上の問題でございまして、ごみ中継の予算につきましては、先の10月

定例会最終日に債務負担行為を上げさせて頂きまして、5年間の1億4,270万をご可決を頂いておりますので、その範囲の中で予算執行をしていくということでございます。又、次のページのエコ・ポート長谷山の業務委託でございますが、単年度の予算で随意契約によりまして、委託業務を遂行して参りたいと思っておりますので、よろしくご理解願います。

○山本邦夫委員 いろいろ聞いたので、僕もようわからんようになってきたのですが、あれど、ありがとうございます。新折居の関係は、大体分かりましたが、若し、データを持っておられたらあれなんですけどね、60トンで2基で大体最近で云うたら一応、50億という話を数字で、まあ一大体大きめにこういう時は云うたはると思うのですが、実際のところ、最近の全国の動向で、大体これぐらいでいけるという例があれば、教えて下さい。50トン、ちょっと、それで正味最終入札でいくと、新長谷山との関係でいうと、ちょっと割高感があるなというのがありますし、実際のところ、どれぐらいの相場か、これは今後どういうふうに動いていくか分かりませんが、現時点で事実関係として掴んだはるデータでいいですので、どれぐらいの例があるのか教えて下さい。それから、財源調達の関係は大体分かりました。後、それから沢2の方も八幡市の話で、その辺りそういう意味では、ここまで来るアクセス問題とかもありますけれど、いろんな形でその後の利用というのは、又、よく八幡市とも調整して頂いたらというふうに思いますので、これも質問はありません。後、クリーンピア沢については、来年、精密機能意検査をやって今後、大体どういう所をどれぐらいの時期にやらせるのかというのは、全体の最終の計画というのは、その後に作っていくということの理解でよろしいですよ。はい。それから、委託の問題については、ごみ中継の方も、エコ・ポートの方も、これは特に金額的なことは、お答え頂かなかったのですが、大体どれぐらいの年収で、社会保険があるとか、2ヶ月と1.5ヶ月の違いはあるけど、ボーナスはあるとかいうのも大体分かりましたけど、大体、トータルで云えば年収ベースでどれぐらいが保障されているのか、分かる範囲で教えて下さい。これは今後の契約とかということで、今の時点で数字が出ないなら出ないでもいいですけど、ちょっと教えて下さい。それから、これも業務委託と派遣との違いのね、そこは厳密にやらないと駄目ですよと、例えば沢の工場のところとかでも、図で書いてありますけど、ある意味では、職員がそこで現場で指示をすることというのは出来ない訳でしょ、基本的には、委託ですからね、そここのところの偽装請負でないということの担保はどういうふうにしておられるのかですね、そこはかなり法律的な問題とかもあつたりするので、そういう意味では民間委託万能論じゃないので、実際にどういふふうな保障をされているのか、例えば丸ごと、そこは建物、そのエリア全部を任せてしまうということであれば、分かりやすいですけど、そうじゃないですよ、そここのところは、日々の業務の指示であるとか、そういった形はどういふふうな請負としての形態を取っておられるのか、その保障について教えて下さい。それから後、いろんなごみ処理基本計画とか、分別の計画のこと、大体それぞれの計画について、いろいろこんがらかって、まあ、大体分かりましたが、それぞれの構成市町間の協議、調整、それぞれに浸透していくような課題ですね、今の時点で一定、前に、決算委員会かなんかの時に担当課長レベルかなんかで協議をして、という話は出てたと思うのです



が、今後どういう流れで調整していくのか、その上で3市3町がそこを統一した基準でやっていく上でのね、分かりました、それで皆、時期揃えていきましょうというふうになるのか、それぞれ市町村の所は、実際に収集の形態の問題とかもありますから、どのような移行期間とか議論があると思いますけど、ちょっとその辺りの到達線ですか、今後の話ということも当然あるでしょうけど、課題としてはどうということが考えられるのか教えて下さい。それから、30、31ページの関係は大体、いいかな。それから最後の許可業者の件について言えば、これは八幡で後、聞かなあかん話なのですが、八幡もごみ収集の委託が増えていて、その中で委託をする時の入札のね、指名競争入札なのですが、そこには許可業者の中から選んでいますけど、その許可業者が参入規制が今、掛けられていて、何で八幡だけそれを行っているのか、僕よく分からないのですが、それはここで聞いても仕方が無いので、また、基本的には組合としてはどっちでもいいですよということで、望んでおられるのか、敢えて足並み揃えなくてもいいということで考えておられるのか。それから、そもそもいろいろ今後で言えば、分別のスタイルとかも変わってきたりとかで、民間委託というのも流れとしては出て来ているのですけれども、そういう意味で、その時点で参入規制があるというのは、僕はおかしな話やなど、限られている所で今のパイを、これから収集のパイを分け合っていくということで言えば、ある意味では利益保障みたいになってくる訳で、本当の競争制というのは出て来ないのかなというのがちょっと感じてまして、これは衛管独自の問題じゃないので、敢えて質問にはしませんけれども。以上です。

○**浅田清晴施設部長** 委託と派遣の関係で、指揮命令の関係なのですが、これは、それぞれ23年度でしたら、中継も入りますし、エコ・ポートは以前からですけども、そこに拡大される形でほぼ委託という形になりますので、その辺は双方で職員もそれぞれに付いておりますので、その職員、係長なりが責任者ですが、仕事の指揮命令関係については、相手側の業務責任者なり、副責任者という方を選任して頂くということにしていますので、その双方で指揮命令なり協議をしていくという確認はそれぞれしているところでございます。それから計画とかの関係ですけれども、各市町さん、やはり上位の計画を持っておられますので、そういったところに関係してくるといえば、人口の関係もございまして、その中に環境部門も大きな課題として設定されているところもありますので、そういったところとの整合性も必要になってきますので、その辺は衛管側で、ごみ処理基本計画を例えば作る場合にあっては、その上位の計画を借りて、参考に作るようにという指示をコンサルに出しておりますし、ごみの発生量等数値等につきましては、既にごみ処理基本計画を作っておられるところもございまして、その量とかについては、全て調整を終わった段階で、まとめ上げるというような手続きで作っております。

○**北村孝和施設部参与** 建設単価について、お答えします。平成21年、平成22年で全国41施設に対して施設の建設についての調査の結果ですが、41施設の内100トンから150トンという区分で申し上げますと、トン当たり単価が、5,183万5千円ということで、平均5,100万程度ということです。これで先程来云っております、概ね120トンということになりますと、61億2千万になりま

す。

○川島修啓施設課長 先ず、ごみ中継の業務委託をこれからお願いする業者の年収でございませけれども、実績もございませぬので、あくまで初任給ベースということで調査をしております、年間で約308万円という報告を受けております。後、エコ・ポートのアクスさんですけれども、こちらの方は平均年収といたしまして指導員の方で、354万円、後、作業員の方で平均年収ということで130万円の報告を受けております。

○山本邦夫委員 大体いいのですが、新折居の関係は、今又、相場も回復しているというのか、上昇しているというのか、そんなのもあって炉の規模が倍ぐらい違うけれども、大体値段が一緒というのも、それはそれで蓋を開けてみないと分からないのでしようけれども、今後も引き続きちょっとそれは注視はしていきたいと思っています。敢えて今質問はしません。それから後のは大体分かりましたけれども、聞きたいのは一点だけ、ごみの収集のやり方を変えた、容器包装リサイクル法の関係で分けたよね、各構成市町との協議とかずっといろいろやっているということでもいいのですが、大体ここで云う、法律でやりなさいといっている話やから、この31ページのこういうのね、大体3市3町も細かいことはともかくとして、大筋だけこれで準備して移行して行きましようということでの合意はあるのでしようね。それだけ確認できればいいですので、もう後はいいです。

○浅田清晴施設部長 この、31ページの図なのですけれども、概ね合意という形で進めているところでございます。

#### [歳入全款]

#### [総括]

○田辺勇氣委員 一点だけ質問させて頂きたいと思ひます。この予算の概要についてというところでも、この平成23年度予算編成にあたってはというところで、三つの基本方針があつて、その中の2番目で、住民感覚に沿つた行財政改革というのが謳われていまして、今日の予算委員会の質疑のポイントでもあつたのじゃないかなと、当局の住民感覚というのがよく出てきたと思ひます。僕は、その住民感覚というのをどう把握していくのかというのは一定、今非常に難しい時代じゃないかなと思ひていまして、例えばこの住民感覚に沿つた行財政改革と云えば、テレビや新聞とかでも、極端な公務員に対するバッシングとかいうのも見受けられまして、そういう住民感覚、国民の感覚をマスコミが誘導するような今は時代だというふうに僕はちょっと感じていまして。そんな中でこの住民感覚というのは、当然この3市3町にお住まいの市民の皆さん、町民の皆さんだと思ひますけれども、そういった

方々の正しい感覚というか、この城南衛生管理組合としてこの住民感覚というのをどういうふうに掴んでおられるのか。それと的を得た公務員批判であったり、的から外れた公務員批判というのがあると思うのですけれども、その辺の線引きとか、どのように住民感覚を把握されているのか教えて下さい。

○吉村 弘専任副管理者 我々行政をする者は、やはり市民の貴重な税金を使う訳でありますから、その税金が有効に使われているか、どうか、或は効率的なこういうことを基準に判断をしている訳であります。これに尽きるのですけれどもね、従って、住民感覚というのは、そういうことだろうと思います。経費を出来るだけ効率的、有効的に使うと、こういうことだと思っていますので、それは大体、今、議員マスコミが誘導しているような批判でおっしゃいましたけれども、それはそれで、一部分は分かるのですが、やはりそこに書いてある裏側の部分も含めて、きちっと掴んでいくというのが僕らの仕事だと思っていますので、これまでやってきたことは、それは間違いなかったというふうに思っています。

○田辺勇氣委員 ありがとうございます。あまり長く質問するつもりもないのですけれども、その住民感覚、今、お答え頂いたので理解をさせて頂きまして、ただ、住民から頂いた税金を、どう使っていくかということもそうですけれども、その中で例えば施設の関係で、どれだけ安心安全を保てるかということも重要だと思いますし、そしてこの城南衛生管理組合で働く人にとって、仕事をし易い環境であったり、働き甲斐のある職場であって欲しいという、そういったバランスも考慮して頂いて、今後の運営に努めて頂きたいということを要望させて頂いて、終わります。

○山本邦夫委員 質問としては一点だけなのですが、あまり総括的でもないのですけれども、概要書についての一番最初のページで、灰溶融炉の停止に関連して、必要な施設整備等の財源として確保するというのが、ありますよね。これについては、灰溶融炉を停止をして、2億円ぐらいでしたか、それが分担金の減額として反映されたり、それからこの表現で言えば、その一部分、全部分担金で減額としてするのじゃなくって、一定、衛管の中にプールしておくというような形の考え方の表明だと思うので、別にそれが問題とか云うてる訳じゃないのですけど、その財源効果をどういうふうに振り分けているのか、ちょっと数字的なことを教えて欲しいというのが一つと、後、この予算書の中にその財源として確保するという部分は、普通だったら財調であったりとかにプールされるのかなと、例えば概要の2ページで、積立金というところで、2,900万増やして、3,255万2千円になっているのですけれども、そのほとんどが転廃業基金の積立てというふうになってたりとかしまして、ここで概要の1ページで云うておられる必要な施設整備の財源として確保するというのは、何処に表れてくるのかですね、それは全体として、今後、新折居のことも60億とか50億とかいう金があって、そこはプールしとけばその分は構成市町の負担が、その時点では和らいでくるということになるので、後か、先かの話なのでいいですけど、それはどういう形で、どれぐらいの期間を財源として確保するというこの表現のどこね、全体としてどういうようなことを考えておられるのかを教えて下さい。それともう一つ、先ほど言い忘れていたことが、

委託のことで、これは質問ではなくて、委託で派遣と、業務請負とを明確に分けるべきやという話で、先ほどご答弁を頂いたのですけれども、これは指摘だけですけど、法的にはもっと厳密なものが求められてくるんだということだけは、ちょっと指摘をしておきたいのですね。それは、委託をドンドン増やしていくという一方の歯止めになる、それはやっぱりその労働の、結局そういう形で民間委託とか、ズッとやってくると派遣的なものがドンドン増えてきて、しわ寄せというのは、最終働いている労働者のところに来るということになってきますので、その辺りの区分はね、要望ですけど、今日はとりあえずこの辺で収めておきますけど、そのところは明確に説明できるようなところまで今後はしといて下さい。それは要望ですので。質問としてはさっきの灰溶融炉関係の財源問題です。

○吉村 弘専任副管理者 灰溶融の停止で約2億5,900万ですね、即、分担金の減少ということに繋がっておりますが、これを別にプールをすることじゃなしに、一般的な表現として使っているのですけれども、例えば、あのまま灰溶融を稼働するとすれば、未だ20年それ以上の年数を毎年毎年2億ほど使うということになります。停止すれば、それだけ分担金が減りますので、ですからその分を、例えば新折居の建設費に使うとか、或は奥山の方の更新事業に使うとかいう意味でございます。例えばこの沢の解体もそうなんですよね。灰溶融は停止出来て、その分2億数千万軽減出来るから、もう一緒にこれ、やってしまおうかなと、でスポーツ用地も出来るなど、こんなことでございます。全体含めて、こういう表現にしています。

○川原一行委員 先ほどの山本委員の質問で、僕の書き止めが間違っているかも分かりませんが、130万、308万、354万という金額のことおっしゃいましたね。これは最後になりますけれども、要するに小泉内閣以降、ズタズタニ、はっきり言いまして日本の労働界とか、そういうあれね、労働ビッグバンと云いますか、結局なんのこともない、民間も要するに労働者派遣法のザル方がまかり通る、そして全体を下げる。そうなってくると要するに人勧ですわね、かつては民間の景気がいい時は人事院勧告とあって、国の方は公務員関係よりも高かった民間に合わせるために、人事院というのを設けてやっていたのが、戦後の日本の歴史やと思うのですね。それがもう全く逆に、全くとは言いませんけれども、逆転する場合もあったり、足を引っ張るということになっていきますね。今や民間委託というのが当たり前のようになって、要するに官製ワーキングプアーとあって、年収200万に満たない日本の階層が1,300万近くになっているということは、結局全体にこれ、意見はトップの皆さんと違うかもしりませんが、全体にお互いに日本人同士が、労働者同士が結局競い合って、賃金の時間当たりを下げている、収入が減って、国内の需要が減って、それで不景気が続くというか、こういうことなのですね。大学を卒業して、塾に行って、一流の大学に行っても、過去に投資した元も取れないというような、かつて、中学生が金の卵と、高校生も金の卵と言われておった時代が、全く過ぎていっている訳ですね。その点で特に一部事務組合である城南衛生管理組合におきましても、やはり全体のそういった中から、官製ワーキングプアーを作らないと、宇治市の場合でも久保田市長さん管理者おられますけど、例えば一般の京

都りピングや、なんやかやの広告の中に、宇治市の学校給食の募集なんかも出ていますわね、それがはっきり言いまして、時間給最低賃金、これちょっと上りましたね3円ほど上りましたね、それスレスレかちょっとプラスというのが現状なのです。それは世の流れとして仕方が無いと言えば仕方が無いかもしれませんがね、自由競争の社会ですから、しかしやはり、サービス部門、行政サービスの一環として、非常に教育の部分、福祉の部分、それと違った特殊な先ほど私言いましたように部分として、やはりなくてはならない社会生活の部分を担当されている職場だと、非常に貴重な職場だという点で、やっぱりその辺のところは、しっかり考え方と言いますか、キープして頂きたいということを伝え述べておきたいというように思うのです。これは意見の分かれるところかもしれませんがね、見解があれば、言って頂いて、そういうことに私は致します。

○吉村 弘専任副管理者 ワーキングプアーの問題ですね。今日も第2号議案で、臨職の給与条例出していますけれども、うちはボーナスも出しているのですね、そういうところも、やっぱり200万円の線をキープしたいなということでやっております、職員の給与も下げてはおりますけれども、バイトさんも、やっぱり職員さんと同じ時間で仕事をしてもらっておりますから、ボーナスは出るというところをよく見て欲しいなと思っています。やっぱり均衡も考えて、全体の労働者のことも考えてやるということでございます。ただ、施設部長が申しますけれども、エコポート長谷山の先ほど、作業員という言い方で100何十万と申しましたけれども、ちょっと違いますので申し上げます。

○浅田清晴施設部長 ワーキングプアーという関係で、先ほど施設課長の方からエコポート長谷山で、130万というお答えをさせて頂いたのですけれども、これは障害者の方の賃金でございまして、他の指導員の方については354万円というふうにお答えさせて頂きました。それと、こういったワーキングプアーの問題もありますので、私どもでは、こういった運転等委託企業に対しましては、毎年そういったデータも出して頂いて、点検しているというのが実情でございまして、よろしくご理解頂きたいと思います。

[討 論]

なし。

[採 決]

全員一致で第2号議案及び第4号議案について、原案のとおり可決すべきものと決定。

## 議案第1号

### 監査委員の選任同意を求めるについて

下記の者を監査委員に選任したいので、城南衛生管理組規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年2月17日提出

城南衛生管理組合  
管理者 久保田 勇

### 記

#### 城南衛生管理組合議会議員

あか がわ いく お  
赤 川 行 男

### 提案理由

議会議員のうちから選任する監査委員が欠員となったので、新たな監査委員を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

## 議案第2号

### 城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を制定するについて

城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成23年2月17日提出

城南衛生管理組合  
管理者 久保田 勇

#### 城南衛生管理組合臨時職員の賃金等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、城南衛生管理組合の臨時職員の任用、賃金、勤務時間その他の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における臨時職員とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づき任用される者

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定に基づき任用される者

(任用方法)

第3条 臨時職員は、その職務を遂行するに相当と認められる者の中から管理者が任用する。

(任用期間)

第4条 第2条第1号の規定により任用される者の任期は、6月を超えないものとする。この場合において、必要があると認めるときは、6月を超えない期間で1回限り任用期間を更新することができる。

2 第2条第2号の規定により任用される者は、当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用とする。この場合において、当該請求に係る期間について1年を超えて行うことはできない。

(勤務時間)

第5条 臨時職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、1日につき7時間45分とする。

2 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、前項の勤務時間以外の時間においても勤務をすることを命ずることができる。

3 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

4 管理者は、週休日以外の日において、臨時職員の業務内容に応じて第1項に規定する勤務時間を割り振るものとする。

5 管理者は、特別の勤務に従事する臨時職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りについて別に定めることができる。この場合において、管理者は、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に8日の週休日を設け、かつ、第1項に規定する勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

6 管理者は、臨時職員に第3項及び前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第12号）第2条第6項の規定の例により、第4項及び前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間又は半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休日)

第6条 臨時職員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

(2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

(休日の代休日の指定)

第7条 管理者は、臨時職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）である第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日規則（昭和47年城南衛生管理組合規則第6号）第8条の規定の例により、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された臨時職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休憩時間)

第8条 管理者は、所定の勤務時間の途中に1時間の休憩時間を置かなければならない。

(賃金)

第9条 臨時職員には、次に掲げる賃金を支給する。

- (1) 基本賃金
  - (2) 割増賃金
  - (3) 期末手当
  - (4) 通勤手当
- (基本賃金)

第10条 基本賃金は、別表第1のとおりとする。

(割増賃金)

第11条 臨時職員が第5条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において勤務したときは、その勤務した全時間に対して1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に正規の勤務時間以外の時間において勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日において勤務した場合 100分の125
- (2) 第5条第3項に規定する週休日若しくは同条第5項の規定により割り振られた週休日又は第6条に規定する休日に勤務した場合 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、第5条第6項の規定により、あらかじめ同条第1項、第4項及び第5項により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務したとき又は第7条の規定により休日の代休日を指定されたときは、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間又は当該休日における正規の勤務時間中勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に100分の35を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

(期末手当)



第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する臨時職員に対して支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号。以下「給与条例」という。）第17条第3項に規定する再任用職員に対する支給割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、6月に支給する場合においては前年の12月1日から5月31日までの基本賃金実績額の合計額を、12月に支給する場合においては6月1日から11月30日までの基本賃金実績額の合計額をそれぞれ6月で除して得た額とする。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、給与条例第10条及び第10条の2の規定の例により支給する。ただし、通勤のため自動車その他の交通用具等を使用する者については、本文の規定により算定した合計額を21日で除して得た額を、通勤1回当たりの額として支給する。

（支給日等）

第14条 第9条に規定する賃金の計算期間は、同条第3号に規定する期末手当を除き、月の1日から末日までとし、翌月の10日に支給する。ただし、支給日が第5条第3項に規定する週休日又は第6条に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その前日において支給日に最も近い休日等でない日を支給日とする。

2 第9条第3号に規定する期末手当は、城南衛生管理組合職員の期末手当及び勤労手当支給に関する規則（昭和41年城南衛生管理組合規則第2号）第13条に規定する日に支給する。

3 前2項に規定するものの支払い方法については、給与条例第1条の2の規定の例による。

（賃金の減額）

第15条 臨時職員が正規の勤務時間を勤務しないときは、その勤務しない全時間に対して1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの賃金を減額する。

（勤務1時間当たりの賃金）

第16条 臨時職員の勤務1時間当たりの賃金は、賃金日額を1日の正規の勤務時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第17条 第11条に規定する割増賃金及び第15条に規定する賃金の減額の額を算定する場合において、月の1日から末日までの間にその算定基礎となる時間数の合計に1時間未満の端数を生じたとき、並びにこれらの規定に基づき算定された賃金額に1円未満の端数が生じたときは、給与条例第16条の2の規定の例による。

（旅費）

第18条 臨時職員が公務出張した場合は、城南衛生管理組合職員旅費条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第3号）別表に定める2級の適用を受ける職員の例により旅費を支給する。

（有給休暇）

第19条 臨時職員は、次の各号に定める有給休暇を受けることができる。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 生理休暇、公民権行使休暇及び官公署出頭休暇
- (3) 夏季休暇

2 前項各号に定める有給休暇の日数及び取得方法については規則で定める。

(退職)

第20条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職するものとする。

- (1) 退職を願い出て管理者の承認を受けたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任用期間が満了したとき。

(解職)

第21条 管理者は、臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、任用期間にかかわらず解職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (2) 法令、条例及び規則等に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 勤務状態の不良、その他臨時職員としてふさわしくない行為があったとき。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、臨時職員の取扱いに関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、城南衛生管理組合臨時職員取扱規則（昭和61年城南衛生管理組合規則第8号）の規定に基づき任用された臨時職員で施行日以後も引き続き任用される臨時職員に対し施行日の前日までになされた手続その他の行為は、この条例及びこれに基づく規則の相当規定によりなされたものとみなし、任用期間及び年次有給休暇の日数は通算する。

別表第1（第10条関係）

事務及び職種	賃金
一般事務職	日額 7,200円
施設運転業務（し尿処理施設、ごみ焼却施設及び最終処分場の運転業務）	日額 7,710円
施設運転業務（粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の運転業務）	日額 8,030円

提案理由

これまで城南衛生管理組合臨時職員取扱規則において定めていた臨時職員の賃金等について、条例で定めるべきとの地方自治法の規定趣旨に基づき、新たに条例において定めることとするため、本案を提案するものであります。

議案第5号

専任副管理者の選任同意を求めるについて

下記の者を専任副管理者に選任したいので、城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第10条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年3月28日提出

城南衛生管理組合  
管理者 久保田 勇

記

氏名            たけ うち      ひろ お  
                  竹 内      啓 雄  
生年月日      昭和25年10月14日  
住 所          京都市伏見区桃山町鍋島2-1  
桃山プラザ204

提案理由

来る平成23年3月31日をもって本組合専任副管理者が退任することとなるため、新たな専任副管理者を選任したく、城南衛生管理組合規約第10条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第6号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する  
について

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成23年3月28日提出

城南衛生管理組合  
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条中「任命権者の承認があった場合」の次に「(第25条の3に規定する組合休暇の承認を受けた場合を除く。)」を加える。

第25条の3を第25条の4とし、第25条の2の次に次の1条を加える。

（組合休暇を受ける者の給与）

第25条の3 組合休暇は、職員が任命権者の承認を得て、登録された職員団体等の業務又は活動に従事する期間とする。

2 任命権者は、職員が、登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、一の年度につき30日を超えて与えることはできない。

4 組合休暇は無給とする。

別表第2中

「

7級	会計管理者、部長、理事若しくは困難な業務を処理する次長の職務又はこれに相当する職務
6級	(1) 次長又はこれに相当する職務 (2) 課長、工場長、所長又は議会事務局長の職務 (3) 困難な業務を処理する副工場長、副所長又は主幹の職務 (4) (1)、(2)又は(3)に相当する職務
5級	(1) 副工場長、副所長又は主幹の職務 (2) 困難な業務を処理する課長補佐、工場長補佐又は所長補佐の職務 (3) (1)又は(2)に相当する職務
4級	(1) 課長補佐、工場長補佐又は所長補佐の職務 (2) 係長、主査又は主任の職務 (3) (1)又は(2)に相当する職務

」

を

「

7級	部長、理事又は会計管理者の職務
6級	(1) 次長、室長又は参事の職務 (2) 課長、所長、工場長又は議会事務局長の職務
5級	副所長、副工場長又は主幹の職務
4級	(1) 課長補佐、所長補佐又は工場長補佐の職務 (2) 係長、主査又は主任の職務

」

に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

無給の組合休暇の新設及び職務分類制度の厳正化に関する所要の整備を行うため、本案を提案するものであります。

議会議案第1号

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成23年3月28日提出

城南衛生管理組合議会

議員 北村 政雄  
河上 悦章  
菱田 明儀  
上林 昌三  
村田 忠文  
大西 吉文  
田中 美貴子

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合議会委員会条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第4条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項ただし書の規定により委員を選任したとき及び前項ただし書の規定により委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(参考人)

第25条の2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

本組合議会閉会中における補欠議員選任時の委員の選任、常任委員の所属委員会変更、議会運営委員及び特別委員の辞任許可及びこれらを行った場合の次回の議会への報告に関する規定並びに各委員会審議の充実を図るための参考人制度に関する規定を整備するため、本案を提案するものであります。